２０２２年5月１９日

総　務　委　員　会

Ⅰ．総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

１．通達事項（別紙）
２．学内委員会委員等の委嘱について（総Ｂ１号）
３．海外渡航について（経Ｂ１号）
４．受託研究、共同研究等の受入について（研Ｂ１号）

○ 報告事項

１．寄附金の受入について（研Ｂ２号）

Ⅱ．拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

１．総務委員会報告
２．研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総Ｂ２号）（総Ｂ３号）（総Ｂ４号）
３．全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総Ｂ５号）
４．各委員会報告
５．図書館Ⅱ期概算要求について
６．その他

○ 議題

１．教員人事（別紙）
２．新規前期部会の設置について（総Ｂ６号）
３．国際交流センター建設のための寄附の申入れについて（総Ｂ７号）
４．連携研究機構の設置について（気候と社会連携研究機構）（研Ｂ３号）
５．子どもたちが自分らしさを発見・探究する仕組みづくりに向けた連携に関する協定書（案）（研Ｂ４号）

○ 教員人事の内容

講　　師	提　案	１件
准 教 授	報　告	１件
	提　案	３件
教　　授	提　案	２件

計７件

委 員 会 関 係

	【総務委員会報告】	【教授会報告】
教務委員会		
財務委員会		
教育研究経費委員会		
情報基盤委員会		
入試委員会		
教養教育評価委員会		
学生委員会		
三鷹国際学生宿舎運営委員会		
図書委員会		
前期運営委員会		
後期運営委員会		
建設委員会		
環境委員会		・環境整備について
防災委員会		
その他		

総務委員会議事要旨(案)

日　時：２０２２年4月２１日（木）　１３：１５～１４：４０
場　所：Ｚｏｏｍ会議
出席者：５５名

Ⅰ．総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

１．通達事項
研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

２．学内委員会委員等の委嘱について
研究科長から、資料（総Ｂ１号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

３．海外渡航について
研究科長から、資料（経Ｂ１－１号）（経Ｂ１－２号）（経Ｂ１－３号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。
箭内匡超域文化科学専攻長から、資料（経Ｂ１－４号）（経Ｂ１－５号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。
遠藤貢国際社会科学専攻長から、資料（経Ｂ１－６号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。
本吉勇生命環境科学系長から、資料（経Ｂ１－７号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。
松田恭幸相関基礎科学系長から、資料（経Ｂ１－８号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。
橋川健竜グローバル地域研究機構長から、（経Ｂ１－９号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

４．受託研究、民間等との共同研究の受入について
研究科長から、資料（研Ｂ１号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

○ 報告事項

１．２０２２年度大学院総合文化研究科・教養学部各委員会名簿について
研究科長から、各委員会名簿について報告があった。
委員会に出席する委員の見直しのため、広報委員会委員長、学部報委員会委員長、東京大学学生委員については、委員から外すこととなった。

２．寄附金の受入について
研究科長から、資料（研Ｂ２号）について報告があった。

Ⅱ．拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

１．総務委員会報告
２．全学環境安全管理室等会議・事故災害報告
３．各委員会報告
４．その他
・２０２２年度役職者について
・外為法関連法令の改正に伴う「みなし輸出管理」に関する自己申告について

○ 議題

１．教員人事
２．２０２１年度教授会慶弔費支出報告
３．連携研究機構の設置について（ヒューマニティーズセンター）
４．連携研究機構の設置について（気候と社会連携研究機構）
５．「上廣共生哲学講座」の設置に関する覚書について
６．「健康ダイナミクス学社会連携講座：エビデンス・ベースド・ヘルスケア」の概要について
７．グローバル地域研究に関する研究協力協定書（案）について
８．国際交流センター建設のための寄附の申入れについて

○ 教員人事の内容

准教授　　提案　　１件　　計１件

以上

総Ｂ１号

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項４件　　2022. 5.19

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	全学ファイアウォール運用タスクフォース（FW-TF）構成員	いしはら ともひろ 石原 知洋 准教授	いしはら ともひろ 石原 知洋 准教授	自 2022. 4. 1 至 2023. 3.31	自 2022. 4. 1 至 2023. 3.31
2	Tokyo Forum 2022 学術委員会	きみや ただし 木宮 正史 教授	きみや ただし 木宮 正史 教授	自 2022. 4. 1 至 2023. 3.31	自 2022. 4. 1 至 2023. 3.31
3	Tokyo Forum 2022 学術委員会	おおすぎ みほ 大杉 美穂 教授	つるみ たろう 鶴見 太郎 准教授	自 2022. 4. 1 至 2023. 3.31	自 2022. 4. 1 至 2023. 3.31
4	理学系研究科附属遺伝子実験施設運営委員会	かのう じゅんこ 加納 純子 教授	かのう じゅんこ 加納 純子 教授	自 2022. 4. 1 至 2024. 3.31	自 2022. 4. 1 至 2024. 3.31

経B1-1号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	やたべ　しゅういち 矢田部　修一	教授	総合文化研究科言語情報科学専攻			
渡航区分	2:海外研修					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	米国	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	テキサス大学オースティン校	研究・執筆	R4.8.10-R5.2.28

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
英語の統語論・意味論に関する研究をするために英語の母語話者を対象とする現地でのアンケート調査などをかなり長期にわたって繰り返し行う必要がある。また、用務先の言語学科のSteve Wechsler教授らと意見交換をすることを通じて研究を進めていくことを計画している。用務先のテキサス大学では対面での研究会や授業などが再開されており、そのような計画を実行することは可能である。また、渡米・滞在のための費用は日米両政府による留学制度であるフルブライト・プログラムから得られることになっており、その支給を受けるためには当然ながら実際に渡米することが必要である。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
米国は現在、日本よりも単位人口当たりの新規感染者数が少ない状況である。また、医療体制も整っている。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
米国は現在日本からの渡航者に対しては入国制限措置をとっていない。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
ワクチン接種証明、（米国への「出発前1日以内」に取得した）新型コロナウイルス検査の陰性証明書、「宣誓書」を提示することになっているため、その通りに対応する。	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
用務先のテキサス大学オースティン校には特に入構制限措置や入構後の行動制限措置はないことを確認している。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
帰国時にはその時点で日本政府が定めている通りの対応を行う。令和5年夏までサバティカル 期間であるため、どのような措置を求められても対応可能である。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・この渡航は研究休暇期間を利用して、英語統語論・意味論の研究に関する母語話者調査を行なうためのものであり、調査の規模と内容に鑑みて、現地で長期に実施する必要がある。渡航者の研究にとって非常に重要な現地研修であり、学術的な意義・緊急性も高い。 ・渡航先の米国ならびに受入先の研究機関は、現時点で特に入国・入構制限措置や行動制限措置はとっておらず、医療体制も整っていることを確認した。また、渡航者自身も現地で必要とされるワクチン接種証明・新型コロナウィルスの陰性証明書・「宣誓書」の提出準備を整えている。 ・帰国時とその後に関して、渡航者は研究休暇期間中につき業務遂行の任は負っておらず、また入国時に必要な手続きにも問題なく対応することが可能である。 ・以上を踏まえ、言語情報科学専攻では、審議の結果、感染対策等に配慮し、かつ必要な海外渡航計画であると判断し承認した。 （言語情報科学専攻長　小野秀樹）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-2号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	ゴチェフスキ ゲーオルク ヴ゛ォルフガン ヘルマン (GOTTSCHEWSKI, Georg Wolfgang Hermann)	教授	総合文化研究科超域文化科学専攻比較文学比較文化系			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	**渡航国・地域**	**危険情報(※1) レベル(外務省)**	**感染症危険情報(※2) レベル(外務省)**	**用務先**	**用務**	**渡航期間**
	スイス	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	Hochschule der Künste Bern (6/18-6/19), Museum für Musikautomaten Seewen (6/20)	2nd Global Piano Roll Meeting	R4.6.17-R4.6.22

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
私が30年ほど前に博士論文で行ったピアノロールの基礎研究は今でも世界中の研究者によって参考されることが多く、その結果でこのミーティングに先方負担で招待されることになりました。私にとってほとんど30年ぶりのピアノロール研究になりますが、最近私の指導学生（大学院生）とともに行っている演奏研究にも関連がある企画で、私の最近の研究を発表するのみならず、世界の研究動向を知るのにも大変貴重な機会です。本来は2020年に企画され、感染状況により2021年に延期され、再び延期され、2022年にやっと開催されるようになったものです。	−
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
行き先の地域の感染状況は東京とほぼ同じレベルにあります。スイスの医療体制が先進国なので充実しています。また、今回の行き先はドイツ語圏なので、ドイツで育って長く生きてきた私には、万が一医者にかかった場合でも、言語的なハードルなどがないので、不安がありません。	−
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
ドイツの国籍を持っているので、ドイツと同じくシェンゲン圏に属するスイスへの入国は自由です。	−
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
ヴァクチン接種（3回）を受けているので、スイスへの入国には何の制限もかかっていません。	−

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
当局の指示に従いますが、現在はヴァクチン接種（３回）を受けている人に特別な対策が求められていません。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
入国管理局の指示に従います。現在のところがスイスからの入国に３回ヴァクチンを接種した人には特別な対応が不要だと聞いている。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・渡航予定者が「１．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況」で述べているように、研究や学生指導に不可欠な滞在であり、学術的な意義と渡航時期の妥当性が認められる。 ・また、渡航予定者は旅行先の国についての十分な情報を持ち、渡航時および滞在時の感染症対策や現地におけるトラブル発生時の対応などについて十全な措置をとっていると判断される。 ・渡航期間は学会参加に最短必要な時期であり、授業に関しては補講で対応し、他の大学の業務に支障がない。 ・超域文化科学専攻では、渡航予定者が所属する比較文学比較文化コースおよび前期課程ドイツ語部会の4月のコース内審議における承認を得ており、この承認をもって海外渡航を専攻として承認した。 （超域文化科学専攻長 ・箭内匡）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-3号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	ゴチェフスキ ゲーオルク ヴ゛ォルフガン ヘルマン (GOTTSCHEWSKI, Georg Wolfgang Hermann)	教授	総合文化研究科超域文化科学専攻比較文学比較文化系			
渡航区分	2:海外研修					
渡航先情報	**渡航国・地域**	**危険情報(※1) レベル(外務省)**	**感染症危険情報(※2) レベル(外務省)**	**用務先**	**用務**	**渡航期間**
	ドイツ	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	フライブルク音楽大学およびベルリンフンボルト大学	創作活動（作曲）、元指導教員の記念イベントへの参加	R4.7.26-R4.10.4

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	**チェック欄**
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
主にドイツの私の自宅にある電子音楽スタジオで作曲活動を行いたいと思います。日本の職場や自宅で整備されていない環境が整えられているので、現在私が進めている創作活動を効率的に進めるためには有意義なことです。Christoph Sischka（フライブルク音楽大学教授）との共同作業も計画しています。またドイツの自宅の近くにあるフライブルク市には、私がメンバーであるフライブルク作曲家協会もあり、そのイベントにも関わることができることになります。10月2日にはベルリンで私の元指導教員Prof. Dr. Hermann Danuserの75歳の記念イベントに出席する予定である。	−
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
行き先の地域の感染状況は東京とほぼ同じレベルにあります。ドイツの医療体制が極めて良好で、ヴィルスにかかった人の死亡率も他の多くの国に比べて低いです。また、ドイツは私が育って長く生きてきた国なので、万が一医者にかかった場合でも、言語的なハードルなどがないので、不安がありません。	−
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
ドイツの国籍を持っているので、ドイツへの入国は自由にできます。	−
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
ヴァクチン接種（3回）を受けているので、ドイツへの入国には何の制限もかかっていません。	−

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
当時の指示に従いますが、現在はヴァクチン接種（３回）を受けている人に特別な対策が求められていません。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
入国管理局の指示に従います。現在のところがドイツからの入国に３回ヴァクチンを摂取した人には特別な対応が不要だと聞いている。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・渡航予定者が「１．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況」で述べているように、本海外渡航は作曲および研究活動に不可欠な滞在であり、学術的な意義と渡航時期の妥当性が認められる。 ・また、渡航予定者は出身国に帰郷するため、旅先についての十分な情報を持ち、渡航時および滞在時の感染症対策や現地におけるトラブル発生時の対応などについて十全な措置をとっていると判断される。 ・帰国予定は本年10月4日であり、帰国後の業務遂行に支障はない。 ・超域文化科学専攻では、渡航予定者が所属する比較文学比較文化コースおよび前期課程ドイツ語部会の4月のコース内審議における承認を得ており、この承認をもって海外渡航を専攻として承認した。 （超域文化科学専攻長 ・箭内匡）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-4号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属	備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	てらだ　とらひこ 寺田　寅彦	教授	総合文化研究科超域文化科学専攻	
渡航区分	1:海外出張			

渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	フランス・ベルギー	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	ヘント（ベルギー）美術館資料室/仏国立図書館	研究打合せ・資料調査	R 4.6.25- R 4.7.3

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
・申請者は共同研究の代表者となっているため、ベルギー現地で直接の打合せ・調査が必要です。 ・打合せにあわせて仏国立図書館での資料調査を行う必要があります。	―
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・フランスは2022年5月7日現在仏厚生省HPによれば新規感染者数が37958人となり、同年1月25日の50万人/日に比して大幅に感染者数が減っています。7日間平均も3万8千人前後で推移しています。ベルギーでは5月2日現在14831人の新規感染者数が確認されていますが、7日間平均は7千人前後で推移しています。 ・フランス・ベルギーにおいてはワクチン接種が進み、両国厚生省HPによれば5月5日現在、それぞれ国民の8割近くが3回の接種を受けており、基礎疾患のある人や高齢者には4回目の接種がされています。 ・フランスは医療施設や医療技術も充実し、高い水準の医療サービスが提供されています。 ・申請者はフランスの社会保障受給資格がありワクチン接種を含む現地の医療をEC加盟国内ではフランス人と同じ条件で受けられます。また2021年12月末にすでに3回目のワクチン接種（ファイザー）をフランスで受けており、ベルギー・フランスの両国ですべての活動が制限なくできます。	―
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
在パリ日本大使館HPならびに仏外務省HP、および在ブリュッセル日本大使館HPならびにベルギー外務省HPによれば日本からの渡航者は国籍に関係なく特段の理由なく、かつ待機期間等なくフランスとベルギーに入国することができます。また、申請者はフランス滞在許可証を取得しており、万が一状況が変わってもEC諸国への入国が可能です。	―
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
発着予定地のフランスでは、在パリ日本大使館HPならびに仏外務省HPによればフライト出発48時間以内に実施したPCR検査陰性証明書あるいはワクチン接種証明が必要となります。申請者はフランスで有効なワクチン接種証明（3回のファイザー社ワクチン接種）を有しています。	―

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
用務先のゲント美術館資料室、仏国立図書館ではマスク着用義務のみで、あらかじめの入構・入館予約とワクチン接種証明提示以外に特に入構制限や入室制限はないことを確認しています。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
・申請者はワクチン3回接種済みであるため、PCR検査で陰性が証明されればすぐに入国ができます。また、厚生労働省HPの水際対策強化措置を確認し、帰国後定められている措置を厳守します。帰国後の入国が可能なので業務に支障はありません。 ・また、仏指定医療機関において，滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID-19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて，「陰性」であることを証明する検査証明を取得するので、日本への再入国は可能です。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・渡航予定者が「１．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況」で述べているように、本海外渡航は申請者本人の出張が必要な研究滞在であり、学術的な意義と渡航時期の妥当性が認められる。 ・また、渡航予定者は滞在先調査機関の十分な情報収集と対策を講じており、渡航時および滞在時の感染症対策や現地におけるトラブル発生時の対応などについて十全な措置をとっていると判断される。 ・帰国予定は2022年7月3日で帰国後は入国が可能であり、その後の業務遂行に支障はない。 ・超域文化科学専攻では、渡航予定者が所属する比較文学比較文化コースおよび前期課程フランス語・イタリア語部会の2022年5月のコース内・部会内審議における承認を得ており、この承認をもって海外渡航を専攻として承認した。 （超域文化科学専攻長 ・箭内匡）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-5号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	にしかわ　すぎこ 西川　杉子	教授	総合文化研究科地域文化研究専攻			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	**渡航国・地域**	**危険情報(※1) レベル(外務省)**	**感染症危険情報(※2) レベル(外務省)**	**用務先**	**用務**	**渡航期間**
	イギリス連合王国	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	バンガー大学、国立公文書館、英国図書館、ランベス宮殿文書館、ガーンジー島ユグノー史跡	国際会議参加、史料収集、史跡調査	R4.6.12-R4.7.29
	ドイツ	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	ハレ大学フランケ文書館、オーバーアマガウ受難劇	史料収集	R4.7.29-R4.8.14
	イタリア	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	レッツェとその周辺	宗教戦争関連の史跡調査	R4.6.23-R4.6.26(英滞在中)
	オーストリア	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	ザルツブルクとその周辺	プロテスタント史跡調査	R4.8.8-R4.8.9（独滞在中）

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
現在、プロテスタント・ネットワークの研究に関する科研のプロジェクトの代表を二つ務めているが、コロナ禍で停止している。サバティカルをいただき、隔離期間にもゆとりを持てる現在、研究を再開させたい。現地での史料収集は必須であるが、またバンガー大学で２年に一度行われる「王政復古」国際会議に参加し、同じ研究分野の研究者たちと情報交換を行うことは（7月最終週前半に開催）、サバティカル中でないとほぼ無理である。この在外研究を生かして、コロナ等で停止いていた自らの研究を再開することは、研究者人生を左右するものと考えている。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・イギリスおよびドイツ、オーストリア、イタリアは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・医療費は高額とのことなので旅行保険にも加入する。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
イギリス、ドイツ、オーストリア、イタリアは、三回ワクチン接種を行なったものには制限はなくなっている。申請者はすでに三回ワクチンを接種している。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
イギリス、ドイツ、オーストリア、イタリアは、三回ワクチン接種を行なったものには制限はなくなっている。申請者は在住する自治体の発行したデジタルでのワクチン証明を取得している	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
用務先機関はすべて、マスク着用のみで、特に入構制限や入室制限はないことを確認している。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
帰国後は公共交通機関を使わずハイヤーで帰宅し、3日間自宅で待機する。現在はサバティカル期間であり、業務に支障はない。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・西川教授が長年取り組んでいるテーマにかかわる研究活動であり、2年に1度のみ開かれる国際会議出席やサバティカル中でなければできない資料調査を計画している。そのことから、必要な出張であることは間違いない。 ・渡航者はすでに三回のワクチン接種を行っており、いわゆるワクチンパスポート（区役所発行発のワクチン接種証明書）を携行することや、渡航先の入国等の制限もすでに緩和されているので、移動や現地での活動の制限は問題ない。現地の医療水準にも懸念すべき点はなく、医療保険にも加入している点でも、リスクを考慮した計画となっている。 ・帰国に関しても、ハイヤーの使用と自宅待機を行うことが明記されており、水際対策措置への配慮が確認できる。 ・以上を踏まえ渡航者の所属する地域文化研究専攻の専攻長として、感染対策等に配慮した渡航計画であると判断した。 ・これについて5月12日開催の地域文化研究専攻で説明し承認を得ている。 （地域文化研究専攻長　外村大）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-6号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	にしかわ　すぎこ 西川　杉子	教授	総合文化研究科地域文化研究専攻			
渡航区分	2:海外研修					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	フランス	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	ラ・ロシェル	フランスにおけるユグノー協会主催の国際ユグノー集会に参加	R.4.9.17-R.4.9.27

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
フランスのユグノー協会主催の国際的ユグノー集会は4年に一度、開催され、同時に、開催地での史跡調査に参加することができる。通常はアクセスできない資料や文書、史跡などに接することのできる、研究者としては逃すことのできない機械である。今回は、17世紀前半までフランスにおけるユグノーの拠点であり、イングランドも支援したラ・ロシェルなので、特に私とも密接に関わっている。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
フランスにおいては、5月1日現在、新規感染者数は比較的抑えられており、また医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。医療費は高額とのことなので、旅行保険にも加入する。また、申請者は三回ワクチンを接種している。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
フランスでは三回ワクチン接種を行なったものには制限はなくなっている。申請者はすでに三回ワクチンを接種している。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
フランスでは、三回ワクチン接種を行なったものには制限はなくなっている。申請者は在住する自治体の発行したデジタルでのワクチン証明を取得している	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
用務先ではマスクの着用義務のみで、特に入構制限や入室制限はにことを確認している。	－
制限	
帰国後は公共交通機関を使わずハイヤーで帰宅し、3日間自宅で待機する。現在はサバティカル期間であり、業務に支障はない。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
西川教授が長年取り組んでいるテーマにかかわる、4年に1度のみ開かれる国際会議出席であり、特別な史料の閲覧が可能となることを考えると必要性の高い出張であると言える。 ・渡航者はすでに三回のワクチン接種を行っていること、渡航先の医療水準も懸念すべき点はなく、医療保険にも加入している点でも、リスクを考慮した計画となっている。 ・帰国に関しても、水際対策措置への配慮が確認できる。 ・以上を踏まえ渡航者の所属する地域文化研究専攻の専攻長として、感染対策等に配慮した渡航計画であると判断した。 ・これについて5月12日開催の地域文化研究専攻で説明し承認を得ている。 (地域文化研究専攻長　外村大)	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-7号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	ふじおか　としひろ 藤岡　俊博	准教授	総合文化研究科地域文化研究専攻			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	**渡航国・地域**	**危険情報(※1) レベル(外務省)**	**感染症危険情報(※2) レベル(外務省)**	**用務先**	**用務**	**渡航期間**
	フランス・スリジー	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	スリジー・ラ・サール城	コロックへの参加	R4.7.5-R4.7.14

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	**チェック欄**
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
・本コロック「レヴィナスとメルロ＝ポンティ――身体と世界」は、約20名の日本とフランスの研究者が参加する国際会議であり、申請者も7月10日に研究発表をおこなうことになっている。会場となるスリジー・ラ・サール城はフランスを代表する歴史的な会議場であり、毎年さまざまな国際シンポジウムを開催している。参加にあたっては、立教大学より滞在費が支弁される。 ・3年前から参加が決まっていたコロックであり、現在のフランスの感染状況、衛生管理状況に鑑みれば、参加を取りやめる特段の理由はない。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・フランスの医療は世界でも最高水準であり、緊急医療体制も整備されている。 ・すでに感染対策として3回のワクチン接種を終えている。 ・渡航にあたっては、海外旅行保険に加入する。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
5月12日現在、日本を含む「グリーン」リスト国からフランスに渡航する場合、ワクチン接種済であれば、搭乗前・到着後の検査は必要なく、到着後の隔離も義務づけられていない。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
・上記のとおり、到着後の隔離は義務づけられておらず、行動制限措置はない。	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
・5月12日現在、フランスでは屋外・屋内でのマスク着用は義務づけられておらず、16日から公共交通機関でのマスク着用義務も撤廃され、ほぼすべての制限が解除されることになっている。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
・フランスを出国する前７２時間以内にCOVID-19に関する検査を受けて，「陰性」であることを証明する検査証明を取得するので、日本への再入国は可能である。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
当欄は専攻・系、部会、機構等の長が記入すること。（総務委員会では各長より本海外渡航についてご説明いただきます。） ・申請者はワクチン接種（3回）も終え、海外旅行保険にも加入しており、十分に感染対策を行っている。 ・国際共同研究のための渡航であり、学術的な意義・緊急性が高いこと、本人のこれまで取り組んできた研究との関連、今後の研究の展開のためにも重要性を持つのは明らかである。 ・以上のことを、5月12日の専攻会議で説明し専攻として渡航が問題ないことを確認した。 （地域文化研究専攻長　外村　大）	－

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-8号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	わかもと　ゆういち 若本　祐一	教授	総合文化研究科　広域科学専攻　相関基礎科学系			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	**渡航国・地域**	**危険情報(※1) レベル(外務省)**	**感染症危険情報(※2) レベル(外務省)**	**用務先**	**用務**	**渡航期間**
	デンマーク	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	The Carlsberg Academy	招待講演	R4.6.11-R4.6.17

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	**チェック欄**
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
・参加予定のシンポジウムは、渡航者の関わる研究分野の主要研究者が、分野の発展の歴史上重要な役割を果たしたコペンハーゲンの地に各国から一同に会して行う研究集会である。特に微生物のシステム生物学分野をリードする研究者が一堂に会するシンポジウムであり、渡航者も招待講演者の1人として講演を行うとともに、情報収集を行う予定である。他の参加研究者との議論は、渡航者、及び渡航者が主宰する研究室の今後の研究の立案・展開にとって必要不可欠である。 ・なお参加予定のシンポジウムではオンラインでの参加オプションは用意されていない。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・デンマークでは症状がなくても希望者はCOVID-19の検査を受けることができ、新規感染者数も減少傾向にある。 ・ワクチン接種率は日本よりも高く、ハイリスク者を対象に4回目のワクチン接種が行われることも決定されている。 ・デンマークは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・緊急の場合等、医療費が高額になることもあるので、旅行保険にも加入する。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
デンマークへは、特別な規制なく入国可能である。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
日本からの入国者に対し、特別な制限はない。	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
・用務先のThe Carlsberg Academyでは行動制限や入構制限はないことを確認している。 ・用務先のThe Carlsberg Academyで新たに制限が定められればそれに従う。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
・デンマークから日本に入国する場合、原則、入国後7日間の待機が求められるが、ワクチン3回目追加接種済みで有効なワクチン接種証明書も予め用意するため、日本入国時の検査で陰性であれば、待機は求められない。 ・もし陽性となった場合でも、帰国後の業務に支障がないよう待機期間もあらかじめも予定に見込んである。 ・デンマーク出国前72時間以内に受検した新型コロナウイルス検査陰性結果証明がないと日本への上陸が認められないため、日本の検査当局が有効と認める方法等で検査を行う機関にて、出国前72時間以内に検査・証明を受ける予定である。 ・その他、日本への入国に際し求められる、質問表の提出、誓約書の提出、スマートフォンの携行と必要なアプリの登録にも対応する。 ・帰国後に、公共交通機関不使用、自宅等での待機、位置情報の保存、位置情報の提示等を求められた場合には応じる。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・この渡航は微生物を対象とするシステム生物学の世界の主要研究者が一堂に会する国際ワークショップであり、そこで渡航者が招待講演・情報収集を行うことの学術的な意義は非常に高い。 ・渡航先のデンマークはワクチン接種にも積極的な国であり、検査体制も充実している。また万が一の感染時の医療体制も充実していることを確認した。 ・ワクチン3回目追加接種済みで有効なワクチン接種証明書も予め用意するため、日本入国時の検査で陰性であれば、待機は求められないことから渡航者が担当する講義にも支障もないことを確認した。万が一自宅待機が必要となった場合でも、オンラインに切り替えて授業を実施することが可能であることを確認した。 ・相関基礎科学系では、5月の系会議でこの海外渡航を承認した。 （相関基礎科学系長　松田　恭幸）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-9号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	塩見（しおみ）　雄毅（ゆうき）	准教授	総合文化研究科広域科学専攻相関基礎科学系			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	ドイツ	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	ヨハネス・グーテンベルク大学マインツ	ワークショップに参加し招待講演を行う	R4.7.5-R4.7.10

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
コロナ禍により現地開催が延期となっていた研究会が、コロナ感染状況の改善により、開催決定となった（会議名：「Young Research Leaders Group Workshop: Spins, Orbits, Charges, and Heat in Magnets」）。申請者は招待講演を依頼されており、先方からの現地宿泊費のサポートが決定している。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
日本や滞在するドイツにおいては感染状況が改善しつつあり、水際対策も緩められつつある。また、滞在するドイツは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。なお、旅行保険にも加入する予定である。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
ワクチン接種をしていれば、制限なく入国が可能である。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
ワクチン接種証明書を有する日本からの短期滞在者は、特に行動制限がない。	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
3度のワクチン接種が済んだ者に対しては、特に入構制限や入室制限、追加の検査はないことを確認している。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
3度のワクチン接種が済んだ者で、かつ出国時・入国時の検査で陰性であれば、特に隔離は必要がない。なお今後、水際対策措置の内容が変更された場合にはそれに対応する。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
当欄は専攻・系、部会、機構等の長が記入すること。（総務委員会では各長より本海外渡航についてご説明いただきます。） この渡航は申請者の所属する研究分野で活躍する若手研究者が集まる会議（「Young Research Leaders Group Workshop」）に参加するためのものであり、学術的な意義・緊急性が高い。徐々にコロナ感染の脅威も和らぎつつあり、水際対策も緩和されつつあるなか、受入先の研究機関は引き続き十分な感染症対策を行っていることを確認した。申請者は、３度のワクチン接種を済ませており、また5月上旬にコロナ感染も経験していることから十分な免疫があると考えられる。帰国後の自宅隔離も必要ないことから、帰国後の業務遂行に支障はない。 （相関基礎科学系系長　松田 恭幸）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-10号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属	備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	おくだ　たくや 奥田　拓也	助教	総合文化研究科広域科学専攻相関基礎科学系	
渡航区分	1:海外出張			

渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	スペイン	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	CENTRO DE CIENCIAS DE	研究会参加	R4.6.17-R4.7.3

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
滞在型研究会での参加と講演を強く依頼されており、また研究の遂行と結果の発表のため参加がとても有益であるため。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・スペインにおいては5月10日現在、必要回数のワクチン接種率が約85%で、1日・10万人あたりの新規感染者数は239人（日本は166人）で、流行はほぼ抑えられている。（情報源：https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/countries-and-territories/spain/） ・スペインは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・渡航時に海外旅行保険に加入する。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
日本からスペインへは、新型コロナウイルスワクチン接種証明書を有すれば入国が認められる。すでに３回ワクチン接種済みなので接種証明書を取得する予定。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
スペインでは入国後の隔離は必要なく、規制として（利用するバルセロナ空港がある）カタルーニャ州が公共交通機関などでのマスク着用を義務付けている。マスクを着用する予定。	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
用務先の研究所の定める入構制限(健康報告義務）及び行動制限（マスク着用義務）に従う。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
・スペインから日本への帰国者については、３回ワクチン接種済みを証明すれば自宅等待機は求められない。 ・帰国便出発７２時間前に現地で検査を受けて陰性証明書を入手する。 ・現時点での対策措置に従い、また帰国時に対策に変更があった場合にはそれに従う。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
この渡航は申請者の所属する研究分野において重要な研究会に参加するためのものであり、学術的な意義が高い。受け入れ先の研究機関は十分な感染症対策を行っていることが確認され、申請者も３回目のワクチン接種を完了していることに加えて、滞在中も感染対策に十分注意を払うことを確約している。また、帰国後の自宅待機も必要ないことから、帰国後の業務遂行に支障はなく、また万が一の場合にも同僚教員がサポートできる体制が整っている。以上のことから申請者の海外渡航を系として認めるものである。 （相関基礎科学系系長　松田恭幸）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-11号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	くろだ　なおふみ 黒田 直史	助教	総合文化研究科広域科学専攻相関基礎系			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	スイス連邦	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	CERN	反水素分光実験参加	2022.6.4-2022.10.2

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
・渡航者が研究代表者となっている科研費「国際共同研究強化 A」を推進するため、共同研究者らと研究を進めている CERN に滞在する必要がある。 ・CERN では、共同研究のテーマとなるエキゾチック原子のマイクロ波分光の立ち上げと第一段階が進みつつあり、今年度に現地に滞在し共同研究を進めることが必須となっている。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・スイスでは、感染状況や医療状況の改善を受け 2 月以降、段階的に感染症対策のための行動制限を緩和させており、4 月 1 日からはほぼ撤廃されている。 ・スイスは医療体制は充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・万一の場合医療費は高額となるため、十分な保障のある旅行保険に加入の上、渡航する。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
・スイスでは、5月2日より全入国規制が撤廃され、日本からの渡航に関して制限がなくなっている。 ・ただし、今後の状況悪化の可能性も踏まえ、渡航者はワクチンの追加接種を済ませている。	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
・スイスでは、感染状況の改善により、入国後の追加での検疫措置、行動制限は課されていない。 ・今後状況が悪化し再び行動制限が課される可能性も踏まえ、渡航者はワクチン接種証明書を取得している。	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
・用務先の CERN では、手洗いの励行等が推奨されている他は、スイス及びフランス当局の指示に準じて、マスク着用義務や入構制限、入室制限は撤廃されている。 ・ただし、現地での感染者の報告は続いているため、現地にいる共同研究者との間で、実験室内等に複数人がいるときは自主的にマスクを着用する申し合わせをしている。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
・帰国後は政府の水際対策に従って行動する。現状では、帰国前の PCR 検査および到着後の抗原検査で陰性で、ワクチンの追加接種がある場合の自宅での待機は必要なくなっている。また自宅へ帰宅する場合、かつ帰国から24時間以内であれば、公共交通機関の利用も認められている。 ・現地医療機関において，出国する前７２時間以内に PCR 検査を受けて検査証明を取得するので、日本への再入国は可能である。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
渡航者が研究代表者をつとめる国際共同研究を推進するため、現地の共同研究者との立ち上げと本実験遂行を目的としており、渡航は妥当である。渡航時期も部会内で調整済みであり授業等に大きな影響はない。 渡航者は、今後再び状況が悪化する可能性も踏まえワクチンの追加接種も済ませ、接種証明書も取得するなどの対策を取っている。また、万一の場合に対応できる旅行保険への加入が約束されている。スイスや CERN でのマスク着用義務やその他の行動制限はほぼ撤廃されているが、実験グループ内で必要に応じてマスクをすることを申し合わせているなど万一の対策もなされている。 帰国前にも検査をうけ、政府の水際対策に従うということで、出入国と現地滞在のリスクは抑えられている。 以上を踏まえ、広域科学専攻相関基礎科学系で承認した。 （相関基礎科学系　系長　松田恭幸）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-12号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	かめい　けんいちろう 亀井　健一郎	特任研究員	総合文化研究科広域科学専攻相関基礎科学系			教授・若本祐一
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	**渡航国・地域**	**危険情報(※1) レベル(外務省)**	**感染症危険情報(※2) レベル(外務省)**	**用務先**	**用務**	**渡航期間**
	デンマーク	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	The Carlsberg Academy	シンポジウムに参加・**ポスター研究発表**	R4.6.11-R4.6.18

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	**チェック欄**
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
・参加予定のシンポジウムは、渡航者の関わる研究分野の主要研究者が、分野の発展の歴史上重要な役割を果たしたコペンハーゲンの地に各国から一同に会して行う研究集会である。分野の黎明期から現在に至るまでの知的格闘、そして将来展望について、歴史的研究者や現在この分野を牽引する研究者たちの生の議論を通して見聞を深めることは、若手研究者である渡航者にとってまたとない機会であり、今後研究を進める上で必要不可欠である。 ・渡航者は開催委員会から参加とポスターによる研究発表を認められた。若手研究者である渡航者にとって、このシンポジウムで研究発表の経験を積み、また参加者と議論をすることは、自身の現在の研究をより良いものにするためにも今後研究をより一層深めていくためにも欠かせない。 ・なおオンラインでの参加オプションは用意されていない。	−
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
・デンマークでは症状がなくても希望者はCOVID-19の検査を受けることができ、新規感染者数も減少傾向にある。 ・ワクチン接種率は日本よりも高く、ハイリスク者を対象に4回目のワクチン接種が行われることも決定されている。 ・デンマークは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・緊急の場合等、医療費が高額になることもあるので、旅行保険にも加入する。	−
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
デンマークへは、特別な規制なく入国可能である。	−
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
日本からの入国者に対し、特別な制限はない。	−

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
・用務先のThe Carlsberg Academyでは行動制限や入構制限はないことを確認している。 ・用務先のThe Carlsberg Academyで新たに制限が定められればそれに従う。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
・デンマークから日本に入国する場合、原則、入国後7日間の待機が求められるが、ワクチン3回目追加接種済みで有効なワクチン接種証明書も予め用意するため、日本入国時の検査で陰性であれば、待機は求められない。 ・もし陽性となった場合でも、帰国後の業務に支障がないよう待機期間もあらかじめも予定に見込んである。 ・デンマーク出国前72時間以内に受検した新型コロナウイルス検査陰性結果証明がないと日本への上陸が認められないため、日本の検査当局が有効と認める方法等で検査を行う機関にて、出国前72時間以内に検査・証明を受ける予定である。 ・その他、日本への入国に際し求められる、質問表の提出、誓約書の提出、スマートフォンの携行と必要なアプリの登録にも対応する。 ・帰国後に、公共交通機関不使用、自宅等での待機、位置情報の保存、位置情報の提示等を求められた場合には応じる。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・この渡航は微生物を対象とするシステム生物学の世界の主要研究者が一堂に会する国際ワークショップであり、そこで渡航者が研究発表・情報収集を行うことの学術的な意義は非常に高い。 ・渡航先のデンマークはワクチン接種にも積極的な国であり、検査体制も充実している。また万が一の感染時の医療体制も充実していることを確認した。 ・ワクチン3回目追加接種済みで有効なワクチン接種証明書も予め用意するため、日本入国時の検査で陰性であれば、待機は求められないことから渡航者の業務にも支障もないことを確認した。万が一自宅待機が必要となった場合でも、その期間中は在宅・オンラインで行える用務を進めるよう調整が可能なことを確認した。 ・相関基礎科学系では、5月の系会議でこの海外渡航を承認した。 （相関基礎科学系長　松田　恭幸）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-13号

【教職員用】

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属	備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	ふるや　しゅんすけ 古谷　峻介	特任研究員	総合文化研究科広域科学専攻相関基礎科学系	堀田知佐・教授
渡航区分	1:海外出張			

渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	フランス	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	Sorbonne University	国際会議発表	R4.6.18-R4.6.26
	フランス	なし	2:不要不急の渡航は止めてください。	CEA Grenoble	研究打ち合わせ	R4.6.14-R4.6.18

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。	チェック欄
1．渡航の必要性と渡航を可としうる相当な理由・状況(具体的に) 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）	
歴史のある国際会議Highly frustrated magnetism (HFM)2022 において口頭発表することが決定している。 今回の渡航では、研究上の必要性から広域科学専攻博士課程の学生１名を帯同させる予定。	－
2．渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応 外務省海外安全ＨＰや厚生労働省ＦＯＲＴＨなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。	
フランスではすでに感染状況にかかわらずオンサイトの会議が認められている。今回の渡航でもフランス内での移動以外は特に想定していない。また訪問するグルノーブルのネール研究所所属の Mike Zhytmerskii 教授は国際会議にも出席するため、現地でもし感染などの問題が生じた場合も現地におけるホストとして対処していただけると考えている。また国際会議ＨＦＭ２０２２には日本人研究者も出席する。同伴する広域科学専攻の幕田涼さんと行動を共にすることから緊急時の相互対応、および研究室の責任者である堀田との連絡も随時可能な状態にしてもらう。	－
3．渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。	
・ワクチン接種証明書の提示義務 ・Covid-19の症状が見られる場合参加不可 ・屋内でのマスク着用義務	－
4．渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。	
ワクチン接種済みであれば、搭乗前の検査、到着時の検査及び到着後の隔離は不要。 （渡航者はワクチン接種済みに認定される要件を満たしている．）	－

5．用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応　用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。	
・用務先のSorbonne UniversityおよびCEA Grenobleの定める入構制限(健康報告義務）及び行動制限（マスク着用義務）に従う。	－
6．帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。	
入国時には　出国前72時間以内の検査証明書　の提示が必要。入国時点で水際対策措置が変更されている場合には、これに従う。	－
7．海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。	
『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学)』を確認する https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf	☑
外務省の海外安全情報配信ｻｰﾋﾞｽ(滞在3か月未満)や在留届電子届出ｼｽﾃﾑ(同3か月以上)に登録する https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html	☑
8．今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。	☑
9．緊急時の連絡体制が整っている。	☑
10．専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)	
・この渡航はHFM2022という国際会議で、口頭発表の採択率が２５％以下であり、その機会を得られることは今後の古谷氏の研究者としてのキャリア上、学術的な意義・緊急性が高い。 ・受入先の研究機関では、受入・連絡体制もArnaud RalkoおよびMike Zhitomeirski の２名のPIがホストになる予定で、予定されているセミナーも公式に研究所の行事として再開されている。感染対策などの受け入れ態勢も整っていることを確認した。 ・広域科学専攻では、５月の相関基礎科学系の系会義でこの海外渡航を承認した。 （系長　松田 恭幸）	－

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

東京大学　海外渡航危機管理ガイドブック

外務省　海外安全ホームページ

外務省　在外公館ホームページ

外務省　海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム

厚生労働省検疫所　FORTH

厚生労働省　水際対策の抜本的強化について(新型コロナウィルス感染症)

文部科学省　大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

経B1-14号

(for Faculty or Staff members)

Overseas Travel Safety and Infection Contol Assessment Form

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

Traveler	Name	Title/Position	Affiliation (Program, Department, Graduate School etc.)	Remarks: For research fellow, enter your academic advisor's full name and title.
	ﾀﾞﾙｸﾞﾘｰｼｭ ﾌﾞﾚｶﾞﾑﾋﾟｰﾀｰ (DALGLIESH Bregham Peter)	准教授	グローバルコミュニケーション研究センター/PEAK	

Category	1: Business trip

Country Information	Country/Region	Risk Level (MOFA)*	Infection Risk Level (MOFA)**	Where to Visit	Purpose/s	Period
	フランス	N/A	2: Reconsider Travel	Paris and Caen	Research	25 Aug.- 8 Sept. 2022

* Risk Level (MOFA): The "travel advice and warning" is issued for countries or regions where special attention is needed when travelling/staying to inform people of the safety measure levels which are applicable to the country/region. This is done by totally analyzing the political and social conditions including the security situation of that country from a medium-to-long term perspective.

** Infection Risk Level (MOFA):The overseas safety information is issued for countries / regions that require special attention when traveling or staying for high-risk infectious diseases such as new influenza. (https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/explanation.html)

> Please answer all of the following items. For questions 7,8,9, please place a check mark in the box on the left.	**Confirmation**
1. What are the critical purpose and compelling reason for this travel? (specifically)	
I require access to archives (various texts, audio interviews and lectures of several French philosophers, notably Michel Foucault and Jean Baudrillard) in order to continue a joint book project (with Prof. Dan Oberg of the Swedish Defence University [SDU], Stockholm, and former STINT visiting fellow to PEAK). The research project was first developed at a conference Prof. Oberg and I attended in the UK in September 2018. I then continued my side of the research at the Bibliotèque national de France (BNF - French National Library) in August 2019, and had planned to continue in August 2020 but I could not travel to France due to COVID restrictions. I would now like to continue with visits to the BNF, as well as the Institut Mémoires de l'édition contemporaine, Normandy, France, which houses many of Foucault's archives.（本学のSTINT Visiting FellowだったSDUのDan Oberg教授と共同で進めている著書出版計画のため、フランス国内でアーカイブ調査を行う必要がある。本共同研究は2018年9月英国における学会でOberg教授と開始したもので、その後、2019年8月にフランス国立図書館（BNF）で調査を行った。2020年8月にも同様の調査を計画していたが、新型コロナウィルス感染拡大のため中止となった。今回はBNFと現代出版資料研究所で調査を行う予定である。）	—
2. Describe the infection risk status and the medical service system in the country/region. Check the government and embassy websites (i.e. MOFA, FORTH) for your intended destinations to confirm the infection risk status and the medical service system in the country / region.	—
According to MOFA Japan, the risk is level 1. The medical service system in France is very good, perhaps equivalent to Japan. ・外務省の海外安全ホームページでは、フランスの危険情報レベルは1である。 ・フランスの医療体制は、日本同様、非常に充実しているので、医療サービスを受けるのには問題無い。	
3. Provide any details on how to respond to the entry restriction of the country/region. (being vaccinated and/or getting a PCR test result before travel) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any entry restrictions are in place in the country/ region.	—
According to European regulations, vaccinated travellers no longer have to be tested before departure. Proof of full vaccination once again suffices to enter France, regardless of the country of departure, as was the case before the spread of the Omicron variant. I am vaccinated (first Pfizer vaccine, 7 July 2021; second Pfizer vaccine, 29 July 2021; booster/third Moderna vaccine, 29 March 2022)	
4. What do you expect to do when your activities are restricted after arriving in the country/region? (strengthening quarantine, requirements to submit a certificate of negative test result, etc.) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any travel restrictions are in place in the country/ region.	—
At present, there are no restrictions for entry into France if one is fully vaccinated (as I am). However, should there be a sudden change in circumstances during the business trip, I will self-quarantine if instructed to do so and, if required, undergo a PCR test.	

5. How will you respond to the restriction of entry to the place/s to visit including the university, research institution, etc. (requirements to wear masks, submit health reports, etc.) Check if there are any entry restrictions or other requirements set at your intended destinations.	
As I do in Japan, wearing a mask at all times, cleaning my hands upon entry to any place or building, maintaining a 2 metre distance in enclosed spaces, etc. ・常にマスクを着用し、訪問先の建物では必ず手洗いを心掛け、他者とは２メートルの距離を保つなど、日本にいる際と同様の対策をする。	—
6. How will you respond to the border enforcement measures set by the government when returning to Japan. For Japanese nationals, check the website of Minister of Health, Labour and Welfare for quarantine measures. If you are not a Japanese national, check the Ministry of Justice website for denial of landing and/or re-entry procedure, and the Ministry of Foreign Affairs website for visa restriction measures.	
In order to enter Japan, I must provide a certificate of a negative COVID-19 test result taken within 72 hours prior to departure. And upon entering Japan I will be tested for the COVID-19 infection at the arrival airport. I also have to complete the following forms and documents: Mandatory written pledge; Mandatory Health and Location Monitoring App; Mandatory quarantine questionnaire	—
7. Confirm and comply with the following basic items related to overseas travel.	
Check the following file for "Overseas Travel Risk Management Guidebook／April 2017／the University of Tokyo" https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062279.pdf (in English)	☑
Please make a registration for your travel at the following site: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html (if appicable)	☑
８．Regarding my overseas travel, I hereby solemnly affirm that I will behave responsibly paying sufficient attention to prevent the COVID-19 infection and stay healthy. In a case where I do get infected with the COVID-19, I will report it to the University of Tokyo and respond to the inquiries from the university concerning my health condition.	☑
9. For emergency, methods for contacting the university or family are in order.	☑
10. Assessment given by the head of your department/affiliation who authorizes your plan. (Check if the faculty member has a critical purpose to travel abroad and what measures against risks and response will be taken when trouble occurs.) Who should write. (Please leave it blank for private travels such as returning home.) The director or head of department, course major, program, etc. should fill in the cell below to explain about this overseas travel at a university commitee meeting (総務委員会).	
氏の研究に必須でありオンラインで閲覧できない研究資料の調査を実施するため，お認めするべきであると判断する。本人はワクチン接種等の感染防止処置をとっており，日本出国時に求められる直前のPCR検査の指示にも適宜対応する．日本帰国時もPCR検査および自主隔離期間の指示に従い対応を行う．フランスでは現在国内の旅行や図書館の利用にあたり制限は設けられていないが，現地の指示に従い，感染防止のために適切に行動する．出張時期は夏季休暇期間中であり，休講・補講の必要はない．PEAK前期部会は本申請を5月11日に承認し，それを受けて，同日5月11日，グローバルコミュニケーション研究センターが承認した． （グローバルコミュニケーション研究センター長　森井裕一）	—

(Note) In this form, "entry ristriction" refers to the rules set in the country or the region" .

【Useful Info】

(The Utokyo) Overseas Travel Risk Management Guidebook: https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062279.pdf (in English)

(MOFA) Overseas Travel Safety Information: https://www.anzen.mofa.go.jp/ (in Japanese)

(MOFA) Japanese Embassies & Consulates: https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/over/index.html (in English)

(MOFA) Overseas Travel Safety Information Service: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ (in Japanese)

(MHLW) FORTH: https://www.forth.go.jp/index.html

(MHLW) Border Contrl Measures: https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/bordercontrol.html (in English)

(MEXT) About Study Abroad: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm (in Japanese)

経B1-15号

(for Faculty or Staff members)

Overseas Travel Safety and Infection Contol Assessment Form

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

Traveler	Name	Title/Position	Affiliation (Program, Department, Graduate School etc.)			Remarks: For research fellow, enter your academic advisor's full name and title.
	ウォッシュ イアン デイビッド (WASH IAN DAVID)	特任講師 （Project Assistant Professor）	Center for Research and Development of Higher Education 大学総合教育研究センター/語学教育推進部門 （グローバルコミュニケーション研究センター）			
Category	2: Research activity at one's expense					
Country Information	Country/Region	Risk Level (MOFA)*	Infection Risk Level (MOFA)**	Where to Visit	Purpose/s	Period
	UK	N/A	2: Reconsider Travel	London, UK (Senate House Library, University of London. School of Oriental and African Studies Library, University of London.)	Visiting libraries connected to the University of London to do research.	8 - 26 August 2022

* Risk Level (MOFA): The "travel advice and warning" is issued for countries or regions where special attention is needed when travelling/staying to inform people of the safety measure levels which are applicable to the country/region. This is done by totally analyzing the political and social conditions including the security situation of that country from a medium-to-long term perspective.

** Infection Risk Level (MOFA):The overseas safety information is issued for countries / regions that require special attention when traveling or staying for high-risk infectious diseases such as new influenza. (https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/explanation.html)

> Please answer all of the following items. For questions 7,8,9, please place a check mark in the box on the left.	**Confirmation**
1. What are the critical purpose and compelling reason for this travel? (specifically)	—
There are several libraries in London which have excellent resources that will benefit my research. These are Senate House Library, University of London and School of Oriental and African Studies Library, University of London.	
2. Describe the infection risk status and the medical service system in the country/region. Check the government and embassy websites (i.e. MOFA, FORTH) for your intended destinations to confirm the infection risk status and the medical service system in the country / region.	—
The infection risk status in the UK is somewhat higher than Japan but stable at present. At the time of writing, the total number of people who tested positive in the last 7 days (8 April 2022 - 14 April 2022) had decreased to 238,938. The number of Covid patients admitted to hospital in the last 7 days (4 April 2022 - 10 April 2022) had been reduced to 15,432. However, the number of deaths within 28 days of positive test reported in the last 7 days (8 April 2022 - 14 April 2022) had incresesed and stood at 1,984. The UK National Health Service is under far less strain than at early points in the pandemic.	
3. Provide any details on how to respond to the entry restriction of the country/region. (being vaccinated and/or getting a PCR test result before travel) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any entry restrictions are in place in the country/ region.	—
I have had two Pfizer vaccinations. I intend to have a third booster shot before travelling and I intend to take a PCR test before, during and after my trip. There are currently no restrictions in the UK. No quarantine is required to enter the UK and no proof of a negative pre-departure COVID-19 test is required.	
4. What do you expect to do when your activities are restricted after arriving in the country/region? (strengthening quarantine, requirements to submit a certificate of negative test result, etc.) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any travel restrictions are in place in the country/ region.	—
There are no travel restrictions in the UK. However, if my activities are restricted, for instance after coming into close contact with an infected passenger on my flight, I will follow quarantine measures and take a PCR test to obtain a negative test certificate.	

5. How will you respond to the restriction of entry to the place/s to visit including the university, research institution, etc. (requirements to wear masks, submit health reports, etc.) Check if there are any entry restrictions or other requirements set at your intended destinations.	—
There are limited restictions on entering the libraries I plan to visit. Vaccine passports are not in use in the UK but I may have to wear a mask indoors in some places if asked.	
6. How will you respond to the border enforcement measures set by the government when returning to Japan. For Japanese nationals, check the website of Minister of Health, Labour and Welfare for quarantine measures. If you are not a Japanese national, check the Ministry of Justice website for denial of landing and/or re-entry procedure, and the Ministry of Foreign Affairs website for visa restriction measures.	—
According to current MOFA guidelines, I will need to submit a certificate of negative test result conducted within 72 hours prior to departing when I return to Japan. Also, under current guidelines it appears that I would be required to self-quarantine for three days upon return to Japan from the UK.	
7. Confirm and comply with the following basic items related to overseas travel.	
Check the following file for "Overseas Travel Risk Management Guidebook／April 2017／the University of Tokyo" https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062279.pdf (in English)	☑
Please make a registration for your travel at the following site: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html (if appicable)	☑
８．Regarding my overseas travel, I hereby solemnly affirm that I will behave responsibly paying sufficient attention to prevent the COVID-19 infection and stay healthy. In a case where I do get infected with the COVID-19, I will report it to the University of Tokyo and respond to the inquiries from the university concerning my health condition.	☑
9．For emergency, methods for contacting the university or family are in order.	☑
10．Assessment given by the head of your department/affiliation who authorizes your plan. (Check if the faculty member has a critical purpose to travel abroad and what measures against risks and response will be taken when trouble occurs.) Who should write. (Please leave it blank for private travels such as returning home.) The director or head of department, course major, program, etc. should fill in the cell below to explain about this overseas travel at a university commitee meeting (総務委員会).	—
氏の研究に必須でありオンラインで閲覧できない研究資料の調査を実施するため，お認めするべきであると判断する。本人はワクチン接種等の感染防止処置をとっており（出国前に三度目のワクチン接種を受ける予定である），日本出国時に求められる直前のPCR検査の指示にも適宜対応する．日本帰国時もPCR検査および自主隔離期間の指示に従い対応を行う．英国では現在国内の旅行や図書館の利用にあたり制限は設けられていないが，現地の指示に従い，感染防止のために適切に行動する．出張時期は夏季休暇期間中であり，休講・補講の必要はない．英語部会は本申請を4月20日に承認し，それを受けて，同日4月20日，グローバルコミュニケーション研究センターが承認した． （グローバルコミュニケーション研究センター長　森井裕一）	

(Note) In this form, "entry ristriction" refers to the rules set in the country or the region" .

経B1-16号

(for Faculty or Staff members)

Overseas Travel Safety and Infection Contol Assessment Form

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

Traveler	Name	Title/Position	Affiliation (Program, Department, Graduate School etc.)	Remarks: For research fellow, enter your academic advisor's full name and title.
	シェク ノーブル エリザベス アン (SHEK NOBLE ELIZABETH ANN)	特任講師（Project Assistant Professor）	Center for Research and Development of Higher Education 大学総合教育研究センター／語学教育推進部門（グローバルコミュニケーション研究センター）	

Category	1: Business trip

Country Information	Country/Region	Risk Level (MOFA)*	Infection Risk Level (MOFA)**	Where to Visit	Purpose/s	Period
	Australia	N/A	2: Reconsider Travel	Sydney (NSW), Brisbane (QLD)	Obtain reference materials from University of Sydney library, undertake archival work at the State Library of New South Wales, present at and attend a two-day symposium at the University of Queensland	Sunday June 19 - Saturday June 25, 2022 (Depart Tokyo late PM Saturday June 18, 2022, arrive early AM in Tokyo on Sunday June 26, 2022)

* Risk Level (MOFA): The "travel advice and warning" is issued for countries or regions where special attention is needed when travelling/staying to inform people of the safety measure levels which are applicable to the country/region. This is done by totally analyzing the political and social conditions including the security situation of that country from a medium-to-long term perspective.

** Infection Risk Level (MOFA):The overseas safety information is issued for countries / regions that require special attention when traveling or staying for high-risk infectious diseases such as new influenza. (https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/explanation.html)

> Please answer all of the following items. For questions 7,8,9, please place a check mark in the box on the left.	**Confirmation**
1. What are the critical purpose and compelling reason for this travel? (specifically)	—
I am requesting permission to undertake travel for the following reasons: 1) to access reference texts at the University of Sydney library and to conduct archival work at the State Library of New South Wales (Sunday June 19, 2022 - Tuesday June 21, 2022; Friday June 24, 2022 - Saturday June 25, 2022), and 2) to present at and participate in a symposium hosted by the University of Queensland's Centre for Critical and Creative Writing (CCCW, Wednesday June 22, 2022 - Thursday June 23, 2022). The reason why I need to travel to Australia to complete these activities is because certain texts and archival materials are not available in digital format. These texts are indispensable for research related to my Kakenhi. In the case of the UQ symposium, I am requesting permission to deliver a presentation in person in order that I may have opportunities to network with scholars who are experts in the Environmental Humanities, Australian literature, and cultural studies. Moreover, I intend to consult with colleagues from the CCCW in person in order to discuss a potential book project based on the symposium held in 2021 (which I presented at via Zoom).	
2. Describe the infection risk status and the medical service system in the country/region. Check the government and embassy websites (i.e. MOFA, FORTH) for your intended destinations to confirm the infection risk status and the medical service system in the country / region.	—
According to MOFA, the infection risk status for Australia is Level 2. As I am an Australian citizen, I have access to the public health system known as Medicare. When it comes to COVID-19 tests, all individuals regardless of citizenship or residency status can access this service freely at clinics/hospitals.	
3. Provide any details on how to respond to the entry restriction of the country/region. (being vaccinated and/or getting a PCR test result before travel) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any entry restrictions are in place in the country/ region.	—
Entry into Australia is permitted on the condition of proof of full vaccination (https://www.nsw.gov.au/covid-19/travel-restrictions/international-travel-rules#toc-definition-of-fully-vaccinated) and a negative PCR test undertaken within 72 hours of an individual's flight (I already have a vaccination certificate supplied by my home ward and am triple vaccinated [Moderna]). Upon arrival to Sydney, NSW, international travellers are requested within the first 24 hours to undertake an over-the-counter Rapid Antigen Test (RAT) and to report to health authorities only in the event that their result is positive. If their result is negative, then there is no mandatory self-isolation/quarantine period. In order to reenter Japan, travellers from Australia are required to complete a nasopharyngeal PCR test and demonstrate proof of a negative result within 72 hours of checking in at the airport. Upon arrival in Japan, travellers from Australia (a non-designated country) who are triple vaccinated are not required to self-isolate and can take public transportation provided that they have tested negative at the airport quantine for COVID-19 and have a valid vaccination certificate for 3 doses of an approved COVID-19 vaccine (https://www.mofa.go.jp/files/100206521.pdf).	

4. What do you expect to do when your activities are restricted after arriving in the country/region? (strengthening quarantine, requirements to submit a certificate of negative test result, etc.) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any travel restrictions are in place in the country/ region.	
As mentioned in my answer to question 3, there are no restrictions on the movement of international travellers in Australia provided that their RAT is negative. Furthermore, there are no entry restrictions in place when it comes to interstate travel (i.e., I will be able to fly between Sydney and Brisbane without needing to take further COVID-19 tests or undergo self-isolation). I intend to purchase a RAT from the pharmacy very soon after my arrival in Sydney. Upon checking in to my accommodation, I will take the test and will receive my result within 10-15 minutes. Provided that the test is negative, I will be able to conduct my research activities as planned. The NSW and Queensland state governments require individuals to use a "check in" app when they visit/use public facilities for contact tracing purposes. I will comply with this provision. If the RAT comes back positive, I will need to report my positive status to a public hospital or clinic in Sydney and then self-isolate for 7 days (https://www.nsw.gov.au/covid-19/stay-safe/rapid-antigen-tests-for-covid-19).	—
5. How will you respond to the restriction of entry to the place/s to visit including the university, research institution, etc. (requirements to wear masks, submit health reports, etc.) Check if there are any entry restrictions or other requirements set at your intended destinations.	
In order to enter the University of Sydney, I must have proof that I am fully vaccinated against COVID-19 or can demonstrate a negative COVID test within 72 hours of that day or a negative RAT on the day of entry (https://www.sydney.edu.au/covid-19/health-safety/keeping-our-campus-covid-safe.html). The University of Sydney has indicated that "There will no longer be a requirement for students and staff to wear masks indoors in most settings" (https://www.sydney.edu.au/covid-19/latest-updates.html). Regardless, I intend to wear a mask at all times because of the risk of infection. The University of Queensland requires individuals to be fully vaccinated to enter any UQ location. It is also a requirement for individuals to wear masks in the event that social distancing is not possible. However, I intend to wear a mask at all times even when I am at a sufficient distance from other people (https://about.uq.edu.au/coronavirus). Under UQ's COVID-safe guidelines, it is necessary for me to complete an online vaccination declaration ahead of my attendance and participation at the CCCW symposium (https://ppl.app.uq.edu.au/content/2.60.09-covid-19-vaccination#Procedures). I will also have a hard copy of my Japanese vaccination certificate on my person at all times.	—
6. How will you respond to the border enforcement measures set by the government when returning to Japan. For Japanese nationals, check the website of Minister of Health, Labour and Welfare for quarantine measures. If you are not a Japanese national, check the Ministry of Justice website for denial of landing and/or re-entry procedure, and the Ministry of Foreign Affairs website for visa restriction measures.	
Please see my comments under question 3. I will be able to reenter the country if I can fulfil the following conditions: 1) a negative nasopharyngeal PCR test completed within 72 hours of my flight plus a valid vaccination certificate (3 COVID-19 vaccination doses), 2) completion of the Individual Written Pledge, and 3) Completion of the online questionnaire for the Ministry of Health, Labour and Welfare. Please see this website for further information, specifically Section 6: https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/amendedentry.html	—
7. Confirm and comply with the following basic items related to overseas travel.	
Check the following file for "Overseas Travel Risk Management Guidebook／April 2017／the University of Tokyo" https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062279.pdf (in English)	☑
Please make a registration for your travel at the following site: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html (if appicable)	☑
8．Regarding my overseas travel, I hereby solemnly affirm that I will behave responsibly paying sufficient attention to prevent the COVID-19 infection and stay healthy. In a case where I do get infected with the COVID-19, I will report it to the University of Tokyo and respond to the inquiries from the university concerning my health condition.	☑
9. For emergency, methods for contacting the university or family are in order.	☑
10. Assessment given by the head of your department/affiliation who authorizes your plan. (Check if the faculty member has a critical purpose to travel abroad and what measures against risks and response will be taken when trouble occurs.) Who should write. (Please leave it blank for private travels such as returning home.) The director or head of department, course major, program, etc. should fill in the cell below to explain about this overseas travel at a university commitee meeting (総務委員会).	
氏の研究に必須でありオンラインで閲覧できない研究資料の調査と，学会における発表および研究関係者との書籍出版の検討とのことで，認めるべきであると判断する．本人はワクチン接種等の感染防止処置をとっており，日本出国時に求められる直前のPCR検査，オーストラリア入国後の指示にも適宜対応する．学会会場では十分な感染防止がなされていることに加え，氏は求められる以上の感染防止処置をとる．日本帰国時も指示に従った対応を行う．オーストラリアは公衆衛生システムも充実しており，万が一の場合にも充実した対応を受けることができる．出張時期はS2ターム期間中であるが各コマ１回の休講については補講で対応する．英語部会は本出張を4月8日に承認し，それを受けて同日にグローバルコミュニケーション研究センターが承認を行なった．（グローバルコミュニケーション研究センター長　森井裕一）	—

(Note) In this form, "entry ristriction" refers to the rules set in the country or the region" .

経B1-17号

(for Faculty or Staff members)

Overseas Travel Safety and Infection Contol Assessment Form

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

Traveler	Name	Title/Position	Affiliation (Program, Department, Graduate School etc.)	Remarks: For research fellow, enter your academic advisor's full name and title.
	バーマン, ナオミ Berman, Naomi	特任講師（Project Assistant Professor）	Center for Research and Development of Higher Education 大学総合教育研究センター／語学教育推進部門（グローンバルコミュニケーション研究センター）	

Category	1: Business trip

Country Information	Country/Region	Risk Level (MOFA)*	Infection Risk Level (MOFA)**	Where to Visit	Purpose/s	Period
	Australia	N/A	2: Reconsider Travel	Melbourne	Conference	06/24-06/30 2022

* Risk Level (MOFA): The "travel advice and warning" is issued for countries or regions where special attention is needed when travelling/staying to inform people of the safety measure levels which are applicable to the country/region. This is done by totally analyzing the political and social conditions including the security situation of that country from a medium-to-long term perspective.

** Infection Risk Level (MOFA):The overseas safety information is issued for countries / regions that require special attention when traveling or staying for high-risk infectious diseases such as new influenza. (https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/explanation.html)

> Please answer all of the following items. For questions 7,8,9, please place a check mark in the box on the left.	**Confirmation**
1. What are the critical purpose and compelling reason for this travel? (specifically)	
Presenting at the Higher Education Research and Development Association Conference June 27-30, 2022	—
2. Describe the infection risk status and the medical service system in the country/region. Check the government and embassy websites (i.e. MOFA, FORTH) for your intended destinations to confirm the infection risk status and the medical service system in the country / region.	
Medical facilities and technology are well-developed in the urban areas of Australia with a high level of medical services provided. These are free and easily accessible for me as I am an Australian citizen. Many parts of Australia also apply a vaccine passport system which I will become part of	—
3. Provide any details on how to respond to the entry restriction of the country/region. (being vaccinated and/or getting a PCR test result before travel) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any entry restrictions are in place in the country/ region.	
I am vaccinated and will wear mask on plane - these are the only requirements	—
4. What do you expect to do when your activities are restricted after arriving in the country/region? (strengthening quarantine, requirements to submit a certificate of negative test result, etc.) Check the government and embassy websites for your intended destinations to confirm if any travel restrictions are in place in the country/ region.	
Carry proof of vaccination at all times, use hand sanitizer regularly and maintain social distance	—

5. How will you respond to the restriction of entry to the place/s to visit including the university, research institution, etc. (requirements to wear masks, submit health reports, etc.) Check if there are any entry restrictions or other requirements set at your intended destinations.	
Submit to contract tracting protocals, show proof of vaccination, use hand sanitizer regularly and maintain social distance	—
6. How will you respond to the border enforcement measures set by the government when returning to Japan. For Japanese nationals, check the website of Minister of Health, Labour and Welfare for quarantine measures. If you are not a Japanese national, check the Ministry of Justice website for denial of landing and/or re-entry procedure, and the Ministry of Foreign Affairs website for visa restriction measures.	
As per the Ministery of Health, Labour and Welfare website and the Ministry of Justice website, I will get a PCR test 72hrs prior to travelling back to Japan. I will test upon arrival and complete the pledge, and remain in quarantine at home for 3 days while registering my location data by and use of the COVID app	—
7. Confirm and comply with the following basic items related to overseas travel.	
Check the following file for "Overseas Travel Risk Management Guidebook／April 2017／the University of Tokyo" https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062279.pdf (in English)	☑
Please make a registration for your travel at the following site: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html (if appicable)	☑
8．Regarding my overseas travel, I hereby solemnly affirm that I will behave responsibly paying sufficient attention to prevent the COVID-19 infection and stay healthy. In a case where I do get infected with the COVID-19, I will report it to the University of Tokyo and respond to the inquiries from the university concerning my health condition.	☑
9．For emergency, methods for contacting the university or family are in order.	☑
10．Assessment given by the head of your department/affiliation who authorizes your plan. (Check if the faculty member has a critical purpose to travel abroad and what measures against risks and response will be taken when trouble occurs.) Who should write. (Please leave it blank for private travels such as returning home.) The director or head of department, course major, program, etc. should fill in the cell below to explain about this overseas travel at a university commitee meeting (総務委員会).	
氏の研究に必須である, 高等教育の研究・発展に関する学会（2022年6月27～30日, 於メルボルン・エクシビション・センター）で報告を予定しており，認めるべきであると判断する．本人はワクチン接種等の感染防止処置をとっており，日本出国時に求められる直前のPCR検査，オーストラリア入国後の指示にも適宜対応する．日本帰国時も指示に従った対応を行う．オーストラリアは医療施設も充実しており，万が一の場合にも充実した対応を受けることができる．出張時期はS2ターム期間中であるが各コマ１回の休講については補講で対応する． 英語部会は本海外研修を2022年5月2日に承認し，それを受けて，グローバルコミュニケーション研究センターが5月2日に承認した． （グローバルコミュニケーション研究センター長　森井裕一）	—

(Note) In this form, "entry ristriction" refers to the rules set in the country or the region" .

【Useful Info】

(The Utokyo) Overseas Travel Risk Management Guidebook: https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062279.pdf (in English)

(MOFA) Overseas Travel Safety Information: https://www.anzen.mofa.go.jp/ (in Japanese)

(MOFA) Japanese Embassies & Consulates: https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/over/index.html (in English)

(MOFA) Overseas Travel Safety Information Service: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ (in Japanese)

(MHLW) FORTH: https://www.forth.go.jp/index.html

(MHLW) Border Contrl Measures: https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/bordercontrol.html (in English)

(MEXT) About Study Abroad: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm (in Japanese)

研B 1-1 号

受託研究の受入について

2022年度

2022年5月19日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額	備考
	役職	氏名	所属					
20	助教	正井　宏	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業（さきがけ）	光安定材料への酸添加による協働的光分解技術の創成	1,755,000	変更契約 変更後総額：19,175,000円
22	助教	神保　晴彦	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業（ACT-X）	ケミカルバイオロジーを用いた光合成の活性制御機構の解明	1,300,000	変更契約 変更後総額：3,900,000円
43	准教授	吉本　敬太郎	生命環境	株式会社東芝 （国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）	戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）	フィジカル空間デジタルデータ処理基盤／超低消費電力IoTデバイス・革新的センサ技術／超高感度センサシステムの研究開発／匂いセンサデバイスの研究開発／核酸界面技術の研究開発	2,001,000	
44	教授	鈴木　貴之	相関基礎 （科学哲学）	国立研究開発法人科学技術振興機構	社会技術研究開発事業（RISTEX）	脳AI融合テクノロジーに関連するELSI問題の論点整理	2,600,000	
45	教授	成田　大樹	国際環境学 教育機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	国際科学技術共同研究推進事業（SICORP）（AJ-CORE）	持続可能な農業のための環境・水管理に関する研究	5,720,000	
46	准教授	小池　進介	進化認知科学 研究センター	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国家課題対応型研究開発推進事業・脳とこころの研究推進プログラム（革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト）	双方向トランスレーショナルアプローチによる精神疾患の脳予測性障害機序に関する研究開発	169,000,000	・学内配分 医学部附属病院：31,050,000円 医学系研究科：19,561,500円 IRCN：13,788,500円 ・再委託 慶應義塾大学：14,300,000円 山梨大学：10,400,000円 北海道大学：15,600,000円 名古屋大学：6,500,000円 九州大学：6,500,000円 国立精神・神経医療研究センター：6,500,000円 理化学研究所：2,600,000円
47	准教授	吉本　敬太郎	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	医療研究開発推進事業費補助金（創薬基盤推進研究事業）	血液凝固因子を標的とする中和可能な核酸アプタマー創薬基盤技術の開発	28,600,000	・学内配分 工学系研究科：3,250,000円 ・再委託 奈良県立医科大学：3,900,000円
48	准教授	北西　卓磨	生命環境	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	戦略的創造研究推進事業（革新的先端研究開発支援事業ソロタイプ）	視覚から海馬空間知覚への変換をになう神経回路機構の解明	19,249,032	
49	准教授	岡地　迪尚	国際社会	国立大学法人東北大学 （独立行政法人環境再生保全機構）	環境研究総合推進費	気候変動による自然災害がもたらす影響及び適応策に関する経済評価手法の開発	455,000	
50	教授	中澤　公孝	生命環境 （身体運動）	一般社団法人日本野球機構	－	「野球脳」の研究	3,000,000	

研B 1-2 号

共同研究の受入について

2022年度

2022年5月19日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額	備考
	役職	氏名	所属					
19	教授（機構長）	中澤　公孝	スポーツ先端科学連携研究機構	株式会社STEAM Sports Laboratory	中高運動部員の心身コンディション最適化システムの構築に向けたプロジェクト	2022.4.1～2023.3.31	1,560,000	
20	教授	寺尾　潤	相関基礎	JSR株式会社	自己包摂型の新規近赤外吸収色素の研究	2020.4.1～2023.3.31	2,000,000	研究費総額：3,117,000円 2020年度：585,000円 2021年度：532,000円 2022年度：2,000,000円
21	教授（機構長）	網野　徹哉	教養教育高度化機構	株式会社博報堂	共創手法による価値創出プロセスに関する研究	2022.4.1～2023.3.31	0	
22	教授	道上　達男	生命環境	日本ゼオン株式会社	COP容器を用いた膵島細胞分化の検討	2021.9.1～2023.3.31	2,860,000	研究費総額：3,685,000円 2021年度：825,000円 2022年度：2,860,000円
23	准教授	舘　知宏	広域システム	株式会社日建設計	折紙のアルゴリズムを用いた可動・展開構造物の実践	2019.4.1～2023.4.30	500,000	研究費総額：2,000,000円 2019年度～2022年度：500,000円／年
24	講師	瀬尾　秀宗	生命環境	株式会社カイオム・バイオサイエンス	ヒトADLibシステムの改良の可能性の検討	2018.4.1～2023.3.31	6,600,000	
25	准教授	吉本　敬太郎	生命環境	公立大学法人奈良県立医科大学	核酸アプタマーの構造最適化と機能評価	2021.4.1～2024.3.31	0	中外製薬株式会社を含めた三者契約

受託事業の受入について

2022年度

2022年5月19日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額	備考
	役職	氏名	所属					
1	教授	長木　誠司	超域文化（表象文化）	公益財団法人かけはし芸術文化振興財団	① 学術フロンティア授業「合唱音楽の実践的研究」 ② 学術フロンティア授業「西洋近代和声の実践的研究」 ③ 学術フロンティア授業「西洋的発声法の実践的研究」 ④ 学術フロンティア授業「ライヴエレクトロニクス音楽の実践的研究」 ⑤ グローバルスタディーズ「コンピューターを用いた作曲と音響研究」	2022.4.1～2023.3.31	2,484,000	

研B 2 号

寄附金の受入について

2022年度

2022年5月19日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	20	准教授	末次　憲之	生命環境	末次　憲之（公益財団法人東レ科学振興会）	研究等助成のため	6,200,000	研究支援経費免除
	21	教授	若杉　桂輔	高度化機構	公益財団法人　喫煙科学研究財団	研究等助成のため	2,000,000	
	25	教授	寺尾　潤	相関基礎	公益財団法人　高橋産業経済研究財団	研究等助成のため	2,000,000	
						合　計	10,200,000	
						2022年度累計	57,485,874	

２０２２年5月１９日

拡大教授会

○ 報告事項

１．総務委員会報告
２．研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総Ｂ２号）（総Ｂ３号）（総Ｂ４号）
３．全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総Ｂ５号）
４．各委員会報告
５．図書館Ⅱ期概算要求について
６．その他

○ 議題

１．新規前期部会の設置について（総Ｂ６号）
２．国際交流センター建設のための寄附の申入れについて（総Ｂ７号）
３．連携研究機構の設置について（気候と社会連携研究機構）（研Ｂ３号）
４．子どもたちが自分らしさを発見・探究する仕組みづくりに向けた連携に関する協定書（案）
（研Ｂ４号）

教授会

○ 教員人事

講　師	提　案	１件
准教授	報　告	３件
	提　案	１件
教　授	報　告	１件
	提　案	１件

計７件

委 員 会 関 係

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教育研究経費委員会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教養教育評価委員会

学 生 委 員 会

三鷹国際学生宿舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会　・環境整備について

防 災 委 員 会

その他
社 会 連 携 委 員 会

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日　時　　２０２２年4月２１日（木）　１５：００～１６：４０
場　所　　Ｚｏｏｍ会議
出席者　　２４８名

議　題

○ 報告事項

１．総務委員会報告

研究科長から、４月７日、４月２１日開催の総務委員会について説明・報告があった。

２．研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から４月５日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料（総Ａ１号）に基づき説明・報告があった。

３．全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室道上達男室長から、資料（総Ｂ２号）に基づき報告があった。

４．各委員会報告

・柳原大教務委員会委員長から、2022 年度入学者数について、資料（教Ｂ１号）に基づき報告があった。
・柳原大教務委員会委員長から、2022 年度進学者数について、資料（教Ｂ２号）に基づき報告があった。
・柳原大教務委員会委員長から、2022 年度セメスター（Ｓ１・Ｓ２ターム）定期試験について、資料（教Ｂ３号）に基づき報告があった。
・柳原大教務委員会委員長から、2022 年度セメスター（Ｓ１・Ｓ２ターム）成績報告について、資料（教Ｂ４号）に基づき報告があった。
・真船財務委員会委員長から、2022 年度研究支援経費（間接経費）の取扱いについて、資料（経Ｂ２号）に基づき報告があった。
・真船財務委員会委員長から、2022 年度における預託金制度について、資料（経Ｂ３号）に基づき報告があった。

５．その他

・２０２２年度役職者について、研究科長から説明があった。
・外為法関連法令の改正に伴う「みなし輸出管理」に関する自己申告について、研究科長から説明があった。
・新研究科長室メンバー自己紹介があった。
（月脚達彦副研究科長、清水晶子副研究科長、和田元副研究科長、郷原佳以総長補佐、内田さやか研究科長補佐）
・事務部長から、事務部異動者紹介があった。
（佐野一良施設担当課長、西澤章公学生支援課長）
・新任教員挨拶があった。

○ 審議事項

１．大学院総合文化研究科教授、准教授、専任講師選考手続規程の一部改正について

研究科長から、資料（総Ａ２号）に基づき説明がなされ、審議の結果､了承された。

２．２０２１年度教授会慶弔費支出報告

研究科長から、資料（総Ｂ５号）に基づき説明がなされ、審議の結果､了承された。

３．連携研究機構の設置について（ヒューマニティーズセンター）

武田将明ヒューマニティーズセンター運営委員から、資料（研Ｂ４号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

４．連携研究機構の設置について（気候と社会連携研究機構）
瀬川浩司人間システム応答研究部門部門長から、資料（研Ｂ５号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

５．「上廣共生哲学講座」の設置に関する覚書について
梶谷真司超域文化科学専攻教授から、資料（研Ｂ５号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

６．「健康ダイナミクス学社会連携講座：エビデンス・ベースド・ヘルスケア」の概要について
研究科長から、資料（研Ｂ６号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

７．グローバル地域研究に関する研究協力協定書（案）について
関谷雄一超域文化科学専攻教授から、資料（研Ｂ７号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

８．国際際交流センター建設のための寄附の申入れについて
真船副研究科長から、資料資料（総Ｂ６号）に基づき説明がなされ、その後、質疑応答が行われた。

以下､教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

退職転職等		１件
准教授	報　告	１件
	提　案	１件
教　授	報　告	２件
	推　薦	１３件

計１８件

以上

研究科長・学部長・研究所長合同会議

総Ｂ２号

令和4年04月26日（火）15:00～

議題及び資料

01　学内外情勢　**総長**

（資料1）学内外情勢

02　公益通報者保護法改正等に伴う規則改正　**今泉理事**

＊審議

（資料2）2-1:公益通報者保護法改正等に伴う規則改正　概要、2-2:公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）、2-3:各規則の主な改正事項、2-4:東京大学コンプライアンス基本規則の一部を改正する規則（案）、2-5:東京大学コンプライアンス通報窓口の運営に関する細則の一部を改正する規則（案）、2-6:競争的資金等の不正使用に係る通報及び調査手続きに関する規則の一部を改正する規則（案）、2-7:科学研究行動規範委員会規則の一部を改正する規則（案）、2-8:（参考）東京大学情報倫理通報窓口細則

03　体育施設関係規則の整理　**藤垣理事**

＊審議

（資料3）体育施設関係規則の整理（全体図）

04　東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言の策定　**林理事**

＊審議

（資料4）4-1:東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言（案）（学内限り）、4-2:（付属資料）ダイバーシティ&インクルージョン宣言案についての説明文書（学内限り）

05　新しい大学モデル構想会議の設置　**太田理事**

＊報告

（資料5）新しい大学モデル構想会議の設置について

06　総長対話の開催　**林理事**

＊報告

（資料6）総長対話の開催について

07　2022年度女性教員（教授・准教授）増加のための加速プログラムの実施　**林理事**

＊報告

（資料7）2022年度「女性教員（教授・准教授）増加のための加速プログラム」の公募について

08　2022年度前期ワーク・ライフ・バランス支援のための研究者サポート要員配置助成の実施　**林理事**

＊報告

（資料8）2022年度前期ワーク・ライフ・バランス支援のための研究者サポート要員配置助成の実施について

09　連携研究機構制度の改善に向けた今後の取り組み　**齊藤理事**

＊報告

（資料9）連携研究機構制度の改善に向けた今後の取り組みについて

10　2021年度UTEC-UTokyo FSI Research Grant Program 選考結果　**齊藤理事**

＊報告

（資料10）2021年度UTEC-UTokyo FSI Research Grant Program 選考結果（報告）（部局長限り）

11　東京大学事業化推進助成制度（東京大学GAPファンドプログラム）第11期公募　**渡部執行役**

＊報告

（資料11）東京大学GAPファンドプログラム公募要領

12　令和4年度功績者顕彰「東京大学稷門賞」候補者の推薦　**相原理事**

＊報告

（資料12）『令和4年度功績者顕彰「東京大学稷門賞」候補者の推薦』概要

13　柏Ⅱキャンパス北側土地利用方針案　**大久保理事**

＊報告

（資料13）柏Ⅱキャンパス北側土地利用方針案について

14　情報セキュリティ教育の実施　**今泉理事**

＊報告

（資料14）本学の情報システムを利用する全構成員を対象とする情報セキュリティ教育の実施について（依頼）（学内限り）

議題及び資料

15　学生を対象とした情報セキュリティ教育の実施　**今泉理事**

＊報告

(資料15)本学の情報システムを利用する「学生」を対象とした情報セキュリティ教育の実施について(依頼)(学内限り)

16　長期休暇のセキュリティに関する注意喚起　**今泉理事**

＊報告

(資料16)長期休暇中における情報セキュリティに関する注意喚起について(学内限り)

17　標的型攻撃メール訓練の実施報告　**今泉理事**

＊報告

(資料17)2021年度標的型攻撃メール訓練実施報告(学内限り)

18　令和4年度総長補佐の担当事項　**大久保理事**

＊報告

(資料18)18-1:令和4(2022)年度補佐会名簿、18-2:令和4年度総長補佐が担当(出席)する諸室・委員会等一覧表

19　フジコ・ヘミング演奏会の開催　**津田執行役**

＊報告

(資料19)「フジコ・ヘミング演奏会」の実施概要

20　寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等　**齊藤理事**

＊報告

(資料20)寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

21 その他　**相原理事**

(1)兼業手続きの徹底

(資料21)兼業手続きの徹底について

(2)令和3年度「東大の研究室をのぞいてみよう！～多様な学生を東大に～」プログラムの開催　**津田執行役**

(資料22)「東大の研究室をのぞいてみよう！～多様な学生を東大に～」プログラムの実施(報告)

(3)体験型教育プログラムパンフレット　**津田執行役**

(資料23)東京大学体験型教育プログラム

研究科長・学部長・研究所長合同会議

総B3号

令和4年05月10日（火）15:00～

議題及び資料

01　学内外情勢　　**総長**

（資料1）学内外情勢

02　就業規則等の改正　　**今泉理事**

＊審議

（資料2）就業規則の主な改正事項

03　東京大学研究代表者等人件費制度実施要領の一部改正　　**齊藤理事**

＊報告

（資料3）東京大学研究代表者等人件費制度実施要領の一部改正について

04　東京大学グローバル教育センター（仮称）設置に向けた検討状況　　**林理事**
矢口副学長

＊報告

（資料4）4-1:東京大学グローバル教育センター（仮称）設置に向けた検討状況（報告）、4-2:【資料1】東京大学グローバル教育センター（仮称）設立準備委員会設置要項（含委員名簿）、4-3:【資料2】東京大学グローバル教育センター（仮称）設立準備に伴うワーキング・グループの設置について（含委員名簿）、4-4:【資料3】グローバル教育センター（仮称）ポンチ絵

05　令和4年度共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）の公募　　**相原理事**

＊報告

（資料5）共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）の概要（学内限り）

06　UTokyo D&Iキャンペーン2022に伴う部局企画依頼　　**武田執行役**

＊報告

（資料6）UTokyo D&Iキャンペーン2022に伴う部局企画について（依頼）

07　第95回五月祭開催に係る入構制限の実施　　**藤垣理事**

＊報告

（資料7）第95回五月祭開催に係る入構制限の実施について

08　本郷・弥生キャンパス屋外休憩マップの更新　　**大久保理事**

＊報告

（資料8）東京大学本郷・弥生キャンパス屋外休憩マップ

研究科長・学部長・研究所長合同会議

総B4号

令和4年05月17日（火）15:00～

議題及び資料

01　学内外情勢　　**総長**

（資料1）学内外情勢

02　広報・コミュニケーション活動報告　　**武田執行役**

＊報告

（資料2）広報・コミュニケーション活動

03　30% Club Japan 大学WG　　**林理事**

＊報告

（資料3）30% Club Japan 大学Working Group 会議資料（科所長限り）

04　部局女性人事加速5カ年計画の確認依頼　　**林理事**

＊報告

（資料4）4-1:部局女性人事加速5カ年計画の確認について（依頼）（学内限り）、4-2:女性人事加速5カ年計画（学内限り）、4-3:女性人事加速5カ年計画「ひな型」記載以外の施策・提案の好事例集（学内限り）、4-4:女性人事加速5カ年計画本部への要望のまとめ（学内限り）、4-5:各部局の女性教員比率グラフ（学内限り）

05　東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト（TSCP）の現状と2022年度計画　　**岸執行役**

＊報告

（資料5）東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト（TSCP）の現状と2022年度計画

06　寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等　　**齊藤理事**

＊報告

（資料6）寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

07 その他
（1）東京大学柏キャンパス用地取得完了報告会（仮称）　　**大久保理事**

（資料7）東京大学柏キャンパス用地取得完了報告会（仮称）（案）

（2）令和4年度「東京大学安全の日」講演会　　**岸執行役**

（資料8）令和4年度東京大学安全の日講演会の開催について（通知）

（3）環境安全衛生スローガン募集　　**岸執行役**

（資料9）第6回東京大学環境安全衛生スローガンの募集について（依頼）

2022/05/12 森山 工

新規前期課程部会の設置（案）

部会名：　「先進融合部会」（仮称）
担当科目等：
　　アドバンスト文理融合（部分）
　　Diversity & Inclusion 関係科目（附属教養教育高度化機構と連携）
　　その他既存の部会で担当が難しい領域の科目

趣旨：　既存の部会組織は、教育分野による縦割りの形式になっており、教育分野単位での教育に最適化されている。これは、教養学部における柱の一つである教育の学際性を実現する教育体制である。その一方で、近年では文理の融合が進むとともに、人文学系と社会科学系との融合をともなう教育研究領域が出現している。これは「学際的」ではなく「学融合的」というべき現象であり、それが対象とする事象も単一の教育研究ディシプリンではカバーしきれないような複合性をもつことが多い。この学融合を教育の分野にも取り入れ、教養学部のリベラルアーツをより深化させるべく、新規部会「先進融合部会」（仮称）の設置を提案する。

昨年度制定された UTokyo Compass には、Green Transformation や Diversity & Inclusion が焦点化されている。これらの事象は学融合という観点に適合的であると思われるが、これらに対する知見を大学教育の早期において、すなわち前期課程において、学生に提供することは、東京大学憲章にいう「世界的視野をもった市民的エリートが育つ場」として重要な意義をもっている。また、近年ではこれとの関連で、前期課程学生を Global Citizenship へと目覚めさせるような教育の仕組みも必要とされている。

こうした課題は、もちろん担当教員の専門性に応じて一様ならざる扱われ方をするであろう。その専門性が既存の部会に合致するようであれば、当該部会に所属し、当該部会の教育を担いながら、学融合的な分野の教育にも従事する可能性は排除できない。その一方で、その専門性が既存の部会に合致せず、結果的に部会所属をもたない（既存の部会では吸収できない）教員を生む可能性も高いと考えられる。部会所属をもたないということは、前期課程運営についての情報や連携が確保できないということであり、その状況で前期課程科目を担当し続けるのには制度的に問題が大きい。

このため、文理融合を含めた学融合に教養学部前期課程として一定の教育上のニッチを確保するべく、少人数ではあるが一つの部会を組織し、学融合分野の教育に携わる教員を配置することで、前期課程において組織的な関与と貢献を果たす仕組みをつくることが望ましいと考える。以上の理由により、「先進融合部会」（仮称）を設置することを提案させていただきたい。なお、本提案は、既存の部会の構造的な枠組みに変更をもたらすことを意図したものではない。

バフワーン氏寄附案件についての Q&A

2022.05.19

Q1　現在の検討状況はどのような段階なのか？

A1　建物建築の実現可能性を確かめるための青写真をバフワーン氏と共有し、寄附の可能性が高まった段階です。青写真を教授会で共有し、寄附の受け入れの是非を議論していただく段階となります。寄附が確定したのちに、国際交流施設として必要な機能を寄附者とすり合わせしながら、教授会で議論します。

Q2　青写真と言いつつ、詳細まで検討しているように見えるが？

A2　寄附を頂くには、ある種の「熱意」を寄附者に示す必要があると思います。その熱意とは、維持管理費等の収支バランス・建物の機能・デザインについて真剣に考えていることをお示しすることだと考えました。そのために、WG では、丁寧に実現可能性を検討し、寄附者の意向にも沿った構成の青写真を作成しました。

Q3　本当に駒場の利益になるプロジェクトなのか？

A3　文科省からの、建物建築の予算の獲得が難しいという現状を踏まえ、大学運営基盤の強化のためにも、寄附の受け入れなど、財源の多様化に取り組む必要があります。寄附の受入れが決まったのち、国際交流施設として必要な機能を教授会で議論し、寄附者とすり合わせを行う必要があります。一方、寄附建物では国から維持管理費が予算措置されません。限られた予算を可能な限り教育・研究に充てるためにも、建物の維持管理費を捻出するためには、民間と協力するスキームは不可避と考えています。

Q4　正門の脇にこの建物を建築するのはなぜか？

A4　正門の外、および駅直結という客観的な立地条件が重要と考えています。民間との連携には、例えば「夜間利用」「キャンパス内に学外者が立ち入らない」という条件が必要となることもあると思います。一方で、キャンパス内（正門より内）は、将来の研究施設のた

めの敷地を最大限確保しておくという意味合いもあります。
　太田研究科長のときに策定した総合文化研究科・教養学部の「未来構想」でも、「教育」の取り組みとして「新設教育棟」と書かれており、そこに 「スマート化」と「駅前敷地の活用」が挙げられています。

Q5　駒場図書館二期棟計画と結び付け、本プロジェクトを二期棟の一部とするような可能性はなかったのか？

A5　「国際交流施設（地域連携を含めて）を建てるという寄附者の意向に対して、この提案は響くだろうか？」「建物の維持管理費を捻出するために、民間貸し出しをするのに適した場所か？」「ご寄附いただいた後、しかるべきタイミングで建物建設を行う必要があるが、図書館二期棟は、タイムリーに概算要求は認められるだろうか？」という点を考慮して、今回はそれとは別の案を考えました。

Q6　今回、専門家の知見をどう活用したか？

A6　外部の専門家（以前、駒場キャンパス計画室で加藤道夫先生と一緒に従事されていた筑紫一夫キャンパス計画室元特任准教授。駒場キャンパス内の多くの建物の設計にも関与。現在は、会社を経営。大学の寮などを民間の資金で建設・運用するスキームを作り上げて第一線で活躍。）に WG に加わっていただき、駒場全体のキャンパス計画との整合性、民間貸出しで維持管理費を生み出すためのバランスなど、青写真作成のベースとなる意見をいただきました。

Q7　意思決定および交渉のプロセスに疑問がある。交渉段階であったとしても、駒場の意思決定機関の一定の段階までは情報を共有すべきだったのではないか？

A7　4 月の教授会でお示しするまでに 10 ヶ月程度の時間が置かれています。これは青写真の作成に時間がかかったこともありますが、何よりも寄附者となる先方の意向がどの辺にあるのか、また翻意される危険性があるのではないかを探りつつ、先方の意向の見きわめをつけたいという態勢にあったことが大きいです。
　年が明けて、「青写真」を先方に提示し、仔細にご検討いただいたところ、好意的な感触でしたので、これはいけるかもしれないと思い、教授会にお出しした次第です。もとより WG では、寄附のお話があったときから、「寄附を受けるかどうかは教授会の決定次第」と

いうことを銘記しており、先方との仲介者である森元客員教授 （元駐オマーン大使）にもその点をやや強く伝えてあります。ですので、教授会が望まないことであれば、寄附をお受けすることはしません。

Q8　アドミニストレーション棟3階にある学際交流ホールとの関係はどうなるのか？

A8　今回、国際交流施設のたたき台を考えるにあたり、ある程度の人数が入れるホールがあるとより良いというアイデアがあり、空中の接続橋を介して、アドミニ棟、学際交流ホールに接続して、連携するアイデアが出てまいりました。このアイデアの中では、接続橋には扉を設置し、常時「閉」として、普段の教育・研究・文化活動には支障のないようにし、貸し出しが可能な時間帯のみ、扉を開けることを想定していました。

また、もし接続できるならば、今回の建物建設に合わせて、学際交流ホールに必要な機能を付加する、あるいは老朽化した部分の補修なども併せて行ない、より魅力的な学際交流ホールになるのではと考えた次第です。

Q9　本施設の維持費用を年 6000 万円としているが、年とともに老朽化により膨れ上がるのではないか？

A9　既にお配りしてある論点整理（添付）の 7 ページ目の左下の、鹿島が出しているデータによると、学校の場合、建築費に加えて、「水光熱費」「点検費」「保守費」「清掃費」「警備費」「消耗品費」「修繕費」「更新費」という費目がコストに係るということになります（このデータは、建物を約 50 年使うことを想定と伺っています)。

このうち、確実に毎年かかるものは「水光熱費」「点検費」「保守費」「清掃費」「警備費」「消耗品費」となります。これが、年間 3000 万円程度と予想されます。一方、「修繕費」「更新費」は、マンションの大規模修繕のように、何十年かに一度かかるものですので、残りの管理運営費を積み立てていくこととなります。ここでは、建物の寿命の 50 年の中で、「修繕費」「更新費」として 15 億円くらいかかると考えていることになります。その意味で、今回の年間 6000 万円という数字は、毎年全額かかるものではなく、50 年を通算しての平均値となります。

Q10　そもそも建物の目的は何なのか？

A10　この建物の目的ですが、寄附者がバフワーン会長ということもありますので、バフワーン文庫（書庫)、中東研究センターの拡充、つまり教育・研究のためというのが第一となります。ただ、それ以上に、正門の外にあるという立地を活かし、駒場の情報発信力を高め

るための拠点、卒業生や企業・地域との交流機会を増やすための拠点、教育・研究のための国際交流拠点、また UTokyo Compass が掲げる諸目的の達成のためのシンボリックな場となると良いと思います。

※民間貸し出しを想定

C：費用負担と面積の関係（東大：民間＝1：1）→2,750㎡建設可能

※事業収支から逆算した場合　東大面積：民間面積＝4：6→東大面積：民間面積＝1：1（半分は東大専有）まで引上げる

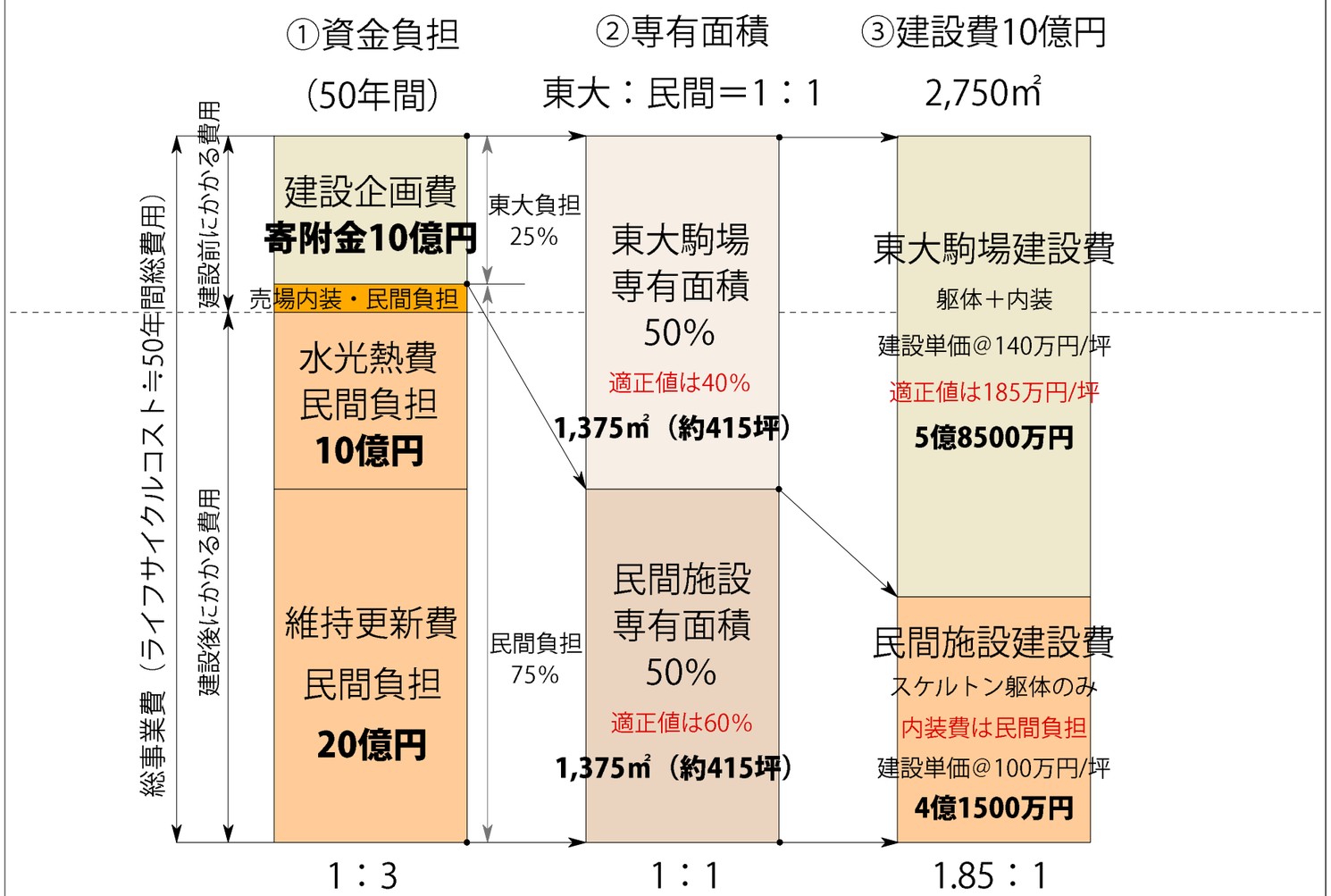

「国の予算（施設整備費等）以外で建設された建物に関しては 、国の予算にもとづく配分はされておりません 。
寄附建物は、寄附を受けた各部局において自助努力により維持費等を賄う ことになります。」
維持管理費等については、寄附建物からの収益で賄うものと考えております 。

＞ところで、寄附建物の水光熱費も同様に、教養学部の自助努力により捻出することになりますか？

⇒　今回の寄附建物の運営等を部局としてどのように考えるかにもよりますが 、原則は、そのようになります。
現状、お問合せに該当する予算は個別に（例えば"光熱水料金"分としてのように）配分されるわけではなく 、まとめて配分されています 。

建物が増えたからという理由で 、該当する予算が増えるわけではございません ので
限られた予算を部局内で検討のうえ 、執行していくことになります 。（現状でも非常に厳しいなかでの運営となっております） 。

【民間貸し出し賃料想定】

民間貸出面積　1,375㎡（約415坪）
＜建設費10億円の場合＞
→50年間の水光熱費含む維持費＝30億円
年間6,000万円＝月額500万円必要

＜民間賃料設定＞
月額賃料@1.2万円/坪＝年額@43,560円/㎡
教養学部土地、建物を外部へ貸し付ける場合
学内規則：貸付単価@33,600円／㎡（年額）
@43,560円/㎡＞@33,600円／㎡　OK

参考：駒場東大前　貸しオフィス
家賃月額@1.27万円/坪
※**設定賃料は相場並み**だが、**需要調査（空室リスク調査）**が必要

【寄附金11億円の内訳想定】

建設費（躯体）	8億3400万円
建設費（東大内装）	1億6600万円
家具備品	7000万円
企画・設計	3000万円

10億円2,750㎡ 建設可能	2,750㎡を割り当てる 東大：民間＝1：1		利用イメージ 参照：森元先生メモ	設計条件（想定）
東大駒場 専有面積 躯体＋内装 建設単価@140万円/坪 適正値は185万円/坪 1,375㎡（約415坪）	125㎡	バフワーン記念室	国際交流センター機能	交流機能：レセプションスペース・屋上庭園をデザイン
	350㎡	中東文化研究所 中東地域研究センター ：9号館311室21㎡	国際的な学術交流拠点 ゼミができる・事務室設置	パリのアラブ世界研究所のような研究空間 交流センター機能と連携させる
	150㎡	バフワーン図書室	図書館司書・学生利用も可能	図書館然としたものではない
	150㎡	バフワーン書庫	現況：9号館3階307号室21㎡	バフワーン文庫（閉架書庫）隠さず中東文化の発信に利用
	300㎡	東大専有ラウンジ	学生が勉強できる環境 いろいろなタイプの会議室 総合学術スペース	民間カフェとは別に静かな空間（無償） 学生が勉強できる個別BOX 遮音できる大中小の会議室
	300㎡	EV　便所　階段 民間と東大で按分する		建物所有は東大 民間所有の場合は課税対象
民間施設 専有面積 スケルトン躯体のみ 内装費は民間負担 建設単価@100万円/坪 1,375㎡（約415坪）	300㎡	EV　便所　階段 民間と東大で按分する	外部貸し出しによる収益	民間から共益費を徴収する
	545㎡	シェアオフィス	いろいろな会議に対応 同時通訳・リモート会議 リモートワークへの貸出し 外部貸し出しによる収益	東大教職員への特典サービスを提供 退職教官の有償利用 社会連携講座＋懇親会会場利用
	400㎡	スタバ＋ツタヤ	自由に読書ができるラウンジ 地元の方が利用できるカフェ 図書館然としたものではなく	書店には中東関連書籍コーナーを常設 生協書籍にはない中東のPOPカルチャー カフェに中東のお茶
	130㎡	コンビニ	外部貸し出しによる収益	

補足資料の説明

維持管理費を捻出するための民間貸出面積の算出について

① 寄附金総額と、一般的な大学の建物の平米単価より建物の総面積を算出した。2750 m^2

② 大手ゼネコンの資料から、学校施設の建築費と維持管理費（光熱水量も含む）の比を参照し、今回は維持管理費として年間 6000 万円と算出した。

③ 貸出により年間 6000 万円を得るための、貸し出し面積を、駒場東大前付近のオフィスの平米単価をもとに算出した。

④ 純粋に計算すると、総面積の 60%程度貸し出す必要あり。

⑤ ただし、これだと東大のメリットがあまりにも少ないので、50%として成立するかを検証した。

⑥ 借り手の民間企業に、内装の分を負担していただければ可能であることが分かった。

結論： ご寄附のお申し出は大変ありがたいが、維持管理費を考えると、安易にお受けすることはできない。駒場界隈で維持管理費を捻出しようとすると、総面積に依らず 50%程度貸し出す必要がある。多少なりとも、大学からマッチングファンドを出せれば、もう少し条件は緩和できる。本試算によって、50%の民間貸し出しのスキームが、教授会でお認めいただけるのならば、寄附をお受けできることが分かった。

総面積の 50%ずつ運用と仮定した際の、割り当て例

① 書庫・研究センターの機能は、寄附者の意向に沿って必要である。ただし面積の配分などは全く未定で、これは東大側の自由な裁量と考えている。

② その他の機能が入ることも積極的に議論すべきであろう。

③ 民間に貸し出す部分は、本学関係者、地域住民などが利用する施設となることを想定している。 （大学に関係しない組織が入ることは、大学にとっても民間の組織にとってもメリットがない）

研B3号

様式１－２

令和　４年　４月　８日

総　　長　　殿

大気海洋研究所長　河村 知彦
工学系研究科長　染谷 隆夫
理学系研究科長　星野 真弘
総合文化研究科長　森山　工
新領域創成科学研究科長　出口 敦
公共政策学連携研究部長　飯田　敬輔
東洋文化研究所長　髙橋 昭雄
生産技術研究所長　岡部 徹
先端科学技術研究センター長　杉山 正和
未来ビジョン研究センター長　城山 英明

連携研究機構設置申請書

東京大学基本組織規則第21条の5第1項の規定に基づき、別紙のとおり連携研究機構の設置を申請致します。

記

連携研究機構の名称：気候と社会連携研究機構

設置予定年月日：　令和　4年　7月　1日

東京大学　連携研究機構　設置申請書

1	設置予定年月日	令和　4年　7月　1日
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 （全学組織を含む）	大気海洋研究所（主管部局） 工学系研究科 理学系研究科 総合文化研究科 新領域創成科学研究科 公共政策大学院 東洋文化研究所 生産技術研究所 先端科学技術研究センター 未来ビジョン研究センター
3	学外の連携機関・企業等	海洋研究開発機構(JAMSTEC) 宇宙航空研究開発機構(JAXA) 国立環境研究所 気象庁気象研究所 京都大学
4	組織の名称 （英語名称）	気候と社会連携研究機構 （英語名称：　UTokyo Center for Climate Solutions　　）
5	全体概要	地球の気候システムはさまざまな時間スケールで変動しており、それにかかわる海洋環境の変化や極端気象の発生などの自然現象は、生態系はもちろん農林水産業といった人間社会の営みに影響してきた。20世紀後半以降、気候の温暖化が顕著となり、科学的な評価にもとづき、産業革命以降の文明社会が排出してきた温室効果ガスがその原因であることが明らかになっている。温暖化による社会への負の影響を最小限に抑えるため、2050年までに二酸化炭素の正味排出をゼロにするカーボンニュートラルが国際的な流れとなってきた。 気候変動あるいは地球温暖化の問題は、もはや自然科学の枠を超えている。気候変動を理解し予測する理学的なアプローチ、気候変動の影響を明らかにする農学・水産学・生物学的アプローチ、カーボンニュートラルを実現する工学的なアプローチに加えて、将来の社会の在り方に依存する温室効果ガスの排出経路推定、気候正義に代表される社会の格差解消に対する公共政策、個人から組織、国家までのさまざまな階層でカーボンニュートラルを達成するための行動変容など、人文社会科学的なアプローチを組み合わせたトランスフォーマティブサイエンスの実施が必要である。そこで、気候と社会連携研究機構（以下、本機構と略）では、変わりゆく気候のもとで持続可能な社会を実現するための分野横断的な自然科学・社会科学・人文学研究を展開する。学内外の関係組織と緊密に連携し、かつ国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）のような国際的な活動に積極的にかかわることで、グローバルに貢献できる我が国独自の研究基盤を構築する。本機構は、IPCCの3部会構成にならい、「地球システム変動研究部門」「生態システム影響研究部門」「人間システム応答研究部門」を設置し、相互に連携しつつ新たな研究を実施するために、主管部局である大気海洋研究所が事務局および調整機能を担う。 本機構は、将来計画欄に記載した通り、現在進行中の米国Governors Islandに設立予定のCenter for Climate Solutionsの本学における対応拠点として活動することを想定している。国際的にそのことが分かりやすいように、通例とは異なるが、機構の英語名も対応させてUTokyo Center for Climate Solutionsとしている。
6	設置目的	産業革命に端を発する地球温暖化は、20世紀後半以降顕著になり、最新の科学的知見に基づく評価から、人間活動による温室効果ガスの排出増加が原因であることが明らかになっている。温暖化の負の影響は社会の様々な側面に及んでおり、将来の持続可能な人類社会のためにカーボンニュートラルへの転換が急務である。こうした急速な地球環境の変化に符号して、従来型の単独分野ではなく自然科学から人文社会科学にまたがる幅広い学知が課題の解決に求められている。温暖化の理解と予測を対象とする数値モデリングは、2021年ノーベル物理学賞を受賞した真鍋淑郎博士らによる初期の研究から50年が経過し、気象学・海洋物理学・水文学的な気候のモデリングから、炭素循環や陸域植生まで含む地球システムのモデリングに発展した。一方、将来の人口・土地利用・産業構造を想定した温室効果ガスの排出経路推定も精緻になっている。 東京大学には、各分野で気候変動問題に関する世界レベルの研究者が多数在籍するが、これらの取り組みは個別に国際ネットワークを介して成果が発信されてきた。そこで、本機構は、東京大学の基本方針に沿った地球規模の課題解決へ向けた研究拠点の形成を目的とし、変わりゆく気候のもとで持続可能な社会を実現するための分野横断的な自然科学・人文社会科学研究を展開する。 本機構は、3部門それぞれもしくは共同で、IPCCの各種報告書の執筆への貢献を高めることに加えて、WCRP（世界気候研究プログラム）が推進している多数の国際共同研究への参画や、2国間・複数国間連携共同研究、あるいは後述するCenter for Climate Solutionsや類似海外機関との連携等を通じて、国際研究ネットワークを組織的に展開・強化し、本学の国際プレゼンスを高める。そういった国際展開と並行して、気候変動にまつわる国内外の社会課題解決もしくは解決に向けた政策に資するエビデンス提供につながるアウトリーチ活動を積極的に行う。加えて本機構では大学院生やポスドクなどの若手研究者の参画を積極的に促し、連携機構ならではの分野横断的研究を奨励することを通じて、次世代を担う国際的人材を育成する。
7	連携研究機構の長 （氏名・所属・職名）	沖 大幹・工学系研究科・教授
8	参画教員	別紙のとおり
9	組織・運営体制 （部局間等連携体制） 人事管理体制	本機構の参画教員は学内兼務とし、運営にかかる事務業務は主管部局を中心とした関連部局が行う。研究は大きく3つの部門を設けて相互に連携しつつ推進する。運営組織として学術支援職員の確保を、また新規研究課題の推進のために教員の確保を計画している。新規教員の雇用は主管部局を中心に各関連部局が行い、これにかかる人件費は連携研究機構としての学内概算要求を主管部局から行う。また、ポスドク雇用にかかる人件費および、運営費で賄えない事業実施等は、文科省・環境省が支援するさまざまな研究資金を獲得することで充当することを計画している。

<table>
<tr><td rowspan="3">10</td><td rowspan="3">組織・運営体制
（部局間等連携体制）

予算運用体制</td><td>概要説明</td><td colspan="7">設立初年度に、事業実施のために必要な人件費（新規教員採用）および付随する実施費にかかる学内概算要求を行う。あわせて、財源の多様化を図り、事業実施費および運営費の一部を文部科学省および環境省の関連研究プログラムからを拠出する予定。大型計算機の利用料およびデータ格納のためのディスク装置などは主管部局の運営費で賄う。</td></tr>
<tr><td>実施予定期間における
年度別予算運用計画

※実施予定期間（直近5年）中における年度別予算運用計画を記載下さい。見込みで結構です。</td><td colspan="7"><table>
<tr><td></td><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>計
（百万円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業総額</td><td>130</td><td>110</td><td>110</td><td>110</td><td>110</td><td>570</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>人件費</td><td>60</td><td>70</td><td>70</td><td>70</td><td>70</td><td>340</td></tr>
<tr><td>事業実施費
※研究に直接関係する費用</td><td>40</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>160</td></tr>
<tr><td>運営費
※事業実施費以外の、連携研究機構を運営するための費用（環境整備費等）</td><td>30</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>70</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>初年度予算詳細
※上記初年度の事業総額の財源内訳を記入してください。
※必要に応じて行を追加してください。</td><td colspan="7"><table>
<tr><td>財源名
※各財源について、1行にまとめて記入してください。
出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。</td><td>金額
（百万円）</td></tr>
<tr><td>大学運営費</td><td>100</td></tr>
<tr><td>受託研究費</td><td>15</td></tr>
<tr><td>科学研究費助成事業</td><td>15</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>130</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>11</td><td>設置予定期間及び
自己評価を行う時期</td><td colspan="7">期間：令和　4年　7月　1日　～令和　14年　6月　30日
自己評価実施予定時期：令和　9年、　令和　13年</td></tr>
</table>

12	実施内容	本機構は、IPCCの部会構成に対応する3つの研究部門を設置し、それぞれが地球システム変動の理学的な理解、気候変動の生態系・人間社会システムへの影響評価、気候変動に対する社会の対応と公共政策研究といった基盤的研究を実施すると同時に、相互に連携しつつ新たな応用研究を展開する。また、本機構の設置目的に掲げた国際展開、社会貢献、人材育成なども全部門が協力してすすめる。 ・地球システムモデリングをベースとする地球システム変動の理解と予測 ノーベル物理学を受賞した真鍋淑郎博士の研究から約50年経ち、気候システムの物理的側面（大気・海洋の循環や温度、塩分、降水量など）の数値モデリングは成熟してきた。一方で、そうした物理プロセスに生物化学プロセスが加味された地球システムのモデリングは、多岐にわたる専門分野の知識・技術を必要とするため、国内でエキスパートを養成する機関がない。そこで、「地球システム変動研究部門」では、気候の物理過程に（炭素を含む）生物化学的物質や人間活動のモデルを融合することで、地球システム変動の基盤的理解および気候変化のもとでの地球システムの動態予測を実施するとともに、次世代の地球システムモデリングのエキスパートを育成する。取り組むべき新しい課題は多い。例えば、大気中エアロゾルのモデルと海洋生物過程のモデルが結合することで、微量鉄粒子が海洋微生物の分布を決定するメカニズムを解明することができる。また、北半球高緯度域の温暖化増幅により生じる永久凍土の融解と、埋蔵メタンの放出といったいわゆるティッピングエレメントの理解を促進することも重要である。こうした地球システム変動の多くは、IPCC報告書でも未だに確信度が低く、それらを理解し予測することは、基盤的研究課題であると同時に自然科学的な意義が大きい。 ・気候変動の生態系・人間社会システムへの影響評価 人類は、陸上生態系、海洋生態系から様々な生態系サービスを受けており、生態系サービスの上に人間社会が成立している。しかし、人類が行ってきた開発によって生態系の機能が劣化するなか、さらに地球温暖化という環境変化を受け、生態系サービスの機能の低下が危惧されている。人類が放出する温暖化気体を削減する対策が重要であるが、地球システムという大きなエネルギーの水瓶の中では、たとえ今すぐ温暖化気体の放出を停止させても地球温暖化は数十年の間、進行を続ける。地球温暖化が進行する中で、生態系サービスを持続的に享受するためには、生態系機能自身そして気候変化に対する生態系応答の理解を深化させることが必要不可欠であり、その理解のもとに生態系の保全・管理を行なわなければならない。同時に、地球温暖化が人類に与える影響を最小限に抑えるために、生態系に準拠した適応策を展開すべきである。「生態システム影響研究部門」では、東京大学が有する多様な生態系研究者と気候研究者を有機的に繋ぎ、気候変化に対する生態系応答、生態系機能変化の解明に向けた、国際的な研究ハブの構築を行う。さらに、人類が受けている生態系サービスの主軸である、水、食料、エネルギーのネクサスを、地球温暖化の影響下において持続的に利用するための社会システム構築に向けて、理学、農学、工学、人文学、社会学、経済学、法学などの分野横断型の研究を展開する。 ・気候科学と人文・社会科学を連携させた融合研究の展開による新たな価値の創造 IPCCや国連環境計画の毎年の世界の温暖化対策の進行を評価するギャップ報告書では温室効果ガス排出削減策の評価に、統合評価モデルと簡易気候モデルが組み合わせて用いられている。さらに気候変動の農業や健康、治水など様々な部門の経済的・非経済的な影響評価にはパターン・スケーリングといった地球システムモデルのアウトプットを統計的に処理する手法が重要になる。より広く関連領域を見渡せば、温室効果ガス排出・気候シナリオの政府の気候政策や民間の取り組み（TCFDなど）での役割について批判的に検討することが必要である。IPCCや日本での気候変動対策の加速のため、ワークショップやアンケートを通じた一般市民とのコミュニケーションや、科学的エビデンスに基づくシナリオのあり方を含めた望ましい姿を探索していく必要性がある。さらには、責任ある研究・イノベーションの観点から、上記の点を批判的に検討する必要性がある。また、環境倫理学や科学技術社会論などの観点から、気候正義や社会システムデザインに対して学術が貢献する方法を模索することも重要である。そこで、「人間システム応答研究部門」では、上記のような活動を通じ、気候変動問題に対して人文学・社会科学の分野からの貢献を目指す。 ・社会貢献および次世代を担う若手人材の育成 気候変化が直接的・間接的にもたらす様々な社会課題の解決に貢献すべく、本機構が主体となって国内外で共同研究を推進していく。そういった活動を通じて、例えば自然災害の軽減に向けた政策に向けて、分野複合的な科学的エビデンスを提供していく。加えて本機構では連携研究機構ならではの分野横断的研究を奨励することを通じて、次世代を担う国際的かつ他分野に通用する人材を育成する。 ・その他卓越性、多様性の向上にむけた取組 本学術領域は日本初であり、様々な卓越した研究成果が期待される。本機構の目的が多様な学問分野の融合領域の形成であるため、多様性向上は大いに期待できる。 ・連携部局間での連携実績 全球気候モデルの開発と応用に関して、大気海洋研究所・生産技術研究所・先端科学技術研究センター・理学系研究科・工学系研究科は共同研究の実績をもつ。特に、世界気象機関傘下の国際プロジェクトである結合モデル相互比較プロジェクト（CMIP）に20年近く加わり、大気海洋研究所と生産技術研究所が学外機関と共同開発した気候モデルを用いて多数の数値シミュレーションを実施することで、IPCC評価報告書の基盤となる気候の将来変化に関するデータを創出してきた。未来ビジョン研究センターをはじめとする人文社会科学系部局との共同研究実績は少ないが、参画メンバー同士は省庁の検討会、IPCC国内連絡会、外部プロジェクトなどを通じて知己を得ており、本機構における連携活動の下地はできている。また、気候変動が水産物を中心とする海洋生物資源に与える影響については、農学生命研究科・理学系研究科・先端科学技術研究センター・大気海洋研究所が複数の新学術領域研究で共同研究を実施してきた実績を持つ。また、同課題について、農学生命科学研究科・大気海洋研究所のメンバーが国際ワーキンググループの共同議長を歴任しており、大規模な国際シンポジウムの開催など、全球的国際共同研究の中心的役割を担っている。さらに、気候変動とともに海洋生態系への脅威となっている海洋マイクロプラスチックに関しては公共政策大学院・未来ビジョン研究センター・工学系研究科・生産技術研究所・農学生命科学研究科・大気海洋研究所が、震災からの復興に関しては社会科学研究所・大気海洋研究所が、文理の枠を超えた連携を推進した実績を有しており、気候変動が生態系に及ぼす影響、そして人類が構築すべき人間社会システムについて、本機構のもと研究を推進する素地はできている。

13	本学の基本方針との具体的関連性	本機構の目標とする研究・教育活動は、UTokyo Compassに掲げられている東京大学の基本方針（UTokyo Compass 20の目標）のうち、以下の項目と密接にかかわる。 ◇ 研究 *1－1 地球規模の課題解決への取組* *人類社会が直面する地球規模の課題（健康、経済格差、ジェンダー平等、紛争や分断、エネルギー、資源循環、気候変動等）に関し、東京大学が有するあらゆる分野の英知を結集してその解決に取り組む。* 本機構はまさに上記目標に取り組むものであり、特に地球規模の気候変動および社会の対応に関するさまざまな視点からの研究を展開する。東京大学が推進するグリーントランスフォーメーション（GX）の基盤となる科学的知見を創出し、Race to Zeroのように既に東京大学が参加を表明したアクションについても、実現に資する情報を提供することを目指す。 ◇ 国際展開 *1－3 卓越した学知の構築* *国際的に卓越した研究拠点をさらに強化することで知の接続ハブを構築し、世界トップレベルの研究を推進するとともに、分野協創型の新たな学知を創出する。* *3－5 国際的な場の広がり* *卓越した国際連携研究拠点を海外に構築する。また、国際的な組織間連携や国際共同研究の推進、海外拠点のネットワーク化を通じて、構成員の国際的な活躍の場を広げ、海外での成果発信・情報収集・社会連携を強化する。これらの活動を通し東京大学の国際的な存在感と信頼性を高めることで、それぞれの学問分野において、世界の学術ネットワークにおける確固たる位置を確立する。* 主管部局である大気海洋研究所は、参画部局の研究者らおよび学外研究機関と共同で気候モデル開発を実施してきた過程において、欧米の気候モデリングセンターとの強固なネットワークを形成してきた。本機構はこれをベースに、気候変動問題解決のためのより学際的な研究拠点として、海外大学・研究機関との国際的な連携を推進することを目指す。これにより、東京大学が本学術領域における国際ネットワークのハブとして機能し、世界トップレベルの研究成果を発信してゆくことが期待される。 ◇ 人材育成 *2－2 国際感覚をはぐくむ教育* *多様な価値観に触れる豊富な経験を有し、国際感覚と共感力を身に付けた次世代の人材を育成する。海外における修学やさまざまな活動を促進するとともに、留学生を含め、多様性に富んだ背景をもつ者同士が共に学び合う場を提供することにより、国際社会でリーダーとして活躍できる人材を育成する。* *2－5 若手研究者の育成* *国内外から新進気鋭の若手研究者が集まり自由に研究に専念できる魅力的な環境を整備し、次世代の知の創造に寄与する卓越した若手研究者を育成する。身近なロールモデルになることで、優秀で意欲的な学生が研究者を志向する好循環を生み出す。* 本機構で取り組む課題は地球規模の問題群であり、必然的にグローバルかつ学際的な視点をもつ研究者が求められる。特に、カーボンニュートラルが今後30年程度の時間スケールのアクションであることを考えると、10～20年先までを見据えた次世代研究者の育成は急務である。本機構では、大学院生やポスドクなどの若手研究者の参画を積極的に促し、各部局におけるディシプリン教育とともに、機構としての分野横断的研究を奨励する。学外および国際的なネットワークを活用して、若手人材を海外に送り出すとともに、シニア研究者を含む参画研究者による海外との交流を活発に行うことで、自由かつ多様な研究の場を形成することを目指す。
14	組織設置にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由 IPCC第6次評価報告書作成にあたり、東京大学からは10名の主執筆者（Lead Author)および2名の査読編集者（Review Editor）が参加した。これは国内最大の貢献母体であり、機構長の沖教授も第5次評価報告書において統括執筆責任者（Coordinating Lead Author）を務めている。これらの研究者はすべて本機構のメンバーであり、また、人文・社会科学的な視点で気候変動を研究する未来ビジョン研究センターも主要部局として加わっている。総和的には東京大学は気候変動研究に関して国内をリードしているが、これまでは学外・国外研究機関との連携を研究者個人のネットワークに頼ってきた。しかし、連携する他機関（例えば海洋研究開発機構や国立環境研究所）では、組織的な研究拠点の形成をそれぞれで試みており、東京大学の研究者も公式組織の元で連携研究を展開することに大きな利点がある。本機構を設立することで、東京大学のもつ人的ネットワークおよび研究力を結集し、グローバルな展開が可能となる。さらに、学外の関連研究機関の多くは教育機能をもたない研究法人や国立研究所であるため、人材育成機能をもつ東京大学の公式組織として本機構が活動することで、学外の優秀な研究者が本学の教育に参画する機会を提供できる。 ②連携研究機構制度の活用が最適とした理由 本機構が計画する研究展開は単独部局では成立せず、関連部局間の密接な連携によってしか達成できないため、基盤となる研究拠点形成が必須である。本機構に参画する部局において、既存研究分野で発展してきた研究力を生かしつつ、技術と知的資産を共有し、学際領域における新たな研究のシーズを探求できる研究拠点を構築する上で、連携研究機構制度が最も適していると判断した。

15	既存組織（※）との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、全学センター、総長室総括委員会下の機構 等	本機構が目指す、気候にかかわる自然科学と人文社会科学を包摂する学際的組織は学内には存在しないが、個別分野については、例えば既存の部局センターとして農学系アジア生物資源環境研究センターや大気海洋研究所地球表層研変動研究センターがある。これらのセンターに所属する研究者は本機構に参画しており、それぞれの分野の研究と関連付けながら、より広い視点で連携研究を展開できる。また、全学の学際融合研究施設である未来ビジョン研究センターは本機構の参画部局であり、特に気候変動問題解決のための社会科学的アプローチを担う。 主管部局の大気海洋研究所は全国共同利用拠点として情報基盤センターの計算資源を用いた数値シミュレーション研究の場を提供している。本機構で活用される地球システムモデルのシミュレーションを実施する上で、情報基盤センターとの協力関係は重要である。また、総長室総括委員会下の機構の一つである地球観測データ統融合連携研究機構（EDITORIA）が運用する大規模アーカイブシステムであるデータ統合・解析システム（DIAS)には、本機構の研究者らが中心となり作成してきたCMIPの気候シミュレーションデータが大量に格納されており、全世界の研究者に提供されている。本機構が研究プロダクトとして大規模データを公開する際には、EDITORIAとの連携が重要である。一方、EDITORIAはデータアーカイブの収集、維持・活用を主とする総長室総括委員会下の機構であり、本機構とは設立目的や本学における役割も異なるが、沖機構長が両組織の統括者であることは、連携を推進する上で好都合である。 本機構は、既に設立されている他の学内連携研究機構との連携を図ることで、より大きな視野での本学の活動に貢献できる。例えば、エネルギー総合学連携研究機構は、エネルギーの観点からの脱炭素社会実現のための研究を標榜しており、本機構が進める気候と社会が織りなすシステムのメカニズム解明とは相互補完的な位置づけとなるため、協調的な連携体制をとることは重要である。
16	将来計画	本機構の参画部局が中心となって学内の分野横断的研究および国際共同研究を推進し、トップレベルの研究成果を発信してゆくことで、当該分野における先端研究組織として国際的な認知度を獲得する。学内予算や文科省・環境省の研究資金に加え、企業との共同研究を行うことで、自立的な財務基盤を構築する。また、大学院をもつ部局で若手教育を発展させ、各々の分野における知識・スキルだけでなく、気候変動問題に対して理学工学から人文社会科学までの広い視野を持つ次世代の人材を育成する。これらの活動を通じて、UTokyo Compass ３－５【国際的な場の広がり】に掲げられた国際連携研究拠点を構築する。将来的には、米国 Governors Islandに設立予定（東京大学が関与する計画）のCenter for Climate Solutionsや、本学との包括連携を計画中のコロンビア大学Climate Schoolに対応する学内拠点として活動を発展させる。
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載	令和 4 年 3 月 16 日　大気海洋研究所 承認
		令和 4 年 5 月 12 日　工学系研究科 承認予定
		令和 4 年 4 月 20 日 理学系研究科　承認予定
		令和 4 年 4 月 21 日 総合文化研究科　承認予定
		令和 4 年 4 月 14 日 新領域創成科学研究科　承認予定
		令和 4 年 4 月 6 日　公共政策大学院 承認
		令和 4 年 4 月 21 日 東洋文化研究所　承認予定
		令和 4 年 4 月 20 日 生産技術研究所　承認予定
		令和 4 年 4 月 13 日 先端科学技術研究センター　承認予定
		令和 4 年 4 月 14 日 未来ビジョン研究センター　承認予定
18	備考	

（別紙）

気候と社会連携研究機構　参画教員一覧

（令和４年４月８日現在）

１．連携研究機構の長

氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
沖 大幹	教授	大学院工学系研究科・社会基盤学専攻	総長特別参与 未来ビジョン研究センター 総合文化研究科附属国際環境学教育機構 災害・復興知連携研究機構 地球観測データ統融合連携研究機構

２．その他の参画教員（先頭に主管部局、その他の部局は官制順に記載）

部局名	大気海洋研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
渡部　雅浩	教授	気候変動現象研究部門	総長特任補佐 地球観測データ統融合連携研究機構
羽角　博康	教授	気候モデリング研究部門	
高薮　縁	教授	気候変動現象研究部門	
阿部　彩子	教授	気候変動現象研究部門	
鈴木　健太郎	教授	気候モデリング研究部門	
今須　良一	教授	気候モデリング研究部門	デジタル空間社会連携研究機構
伊藤　進一	教授	海洋生物資源部門	
佐藤　正樹	教授	海洋物理学部門	
森田　健太郎	教授	海洋生物資源部門	
岡　顕	准教授	気候モデリング研究部門	
吉森　正和	准教授	気候変動現象研究部門	
宮川　知己	准教授	気候モデリング研究部門	
伊藤　幸彦	准教授	地球表層圏変動研究センター	海洋アライアンス連携研究機構
岩田　容子	准教授	海洋生物資源部門	
青木　かがり	助教	海洋生命科学部門	

部局名	工学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
松橋　隆治	教授	電気系工学専攻	エネルギー総合学連携研究機構
村山　顕人	准教授	都市工学専攻	
木野　佳音	助教	社会基盤学専攻	
徳田　大輔	特任助教	社会基盤学専攻	

部局名	理学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
升本 順夫	教授	地球惑星科学専攻	海洋アライアンス連携研究機構
三浦 裕亮	准教授	地球惑星科学専攻	
東塚 知己	准教授	地球惑星科学専攻	

部局名	総合文化研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
瀬川 浩司	教授	広域科学専攻	エネルギー総合学連携研究機構、先端科学技術研究センター、連携研究機構学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
成田 大樹	教授	附属国際環境学教育機構	エネルギー総合学連携研究機構
前田 章	教授	附属国際環境学教育機構	エネルギー総合学連携研究機構
吉田 丈人	准教授	広域科学専攻	連携研究機構地域未来社会連携研究機構
イザベル・ジロドウ	准教授	附属国際環境学教育機構	
小玉貴則	特 任 助 教	先進科学研究機構	

部局名	新領域創成科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
井原 智彦	准教授	環境システム学専攻	エネルギー総合学連携研究機構
吉澤　晋	准教授	自然環境学専攻	大気海洋研究所 微生物科学イノベーション連携研究機構

部局名	公共政策大学院		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
飯田　敬輔	教授	政策政治学講座	法学政治学研究科
城山　英明	教授	政策政治学講座	法学政治学研究科・未来ビジョン研究センター
イークアン・ヘン	教授	公共政策講座	

部局名	東洋文化研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況

佐藤　仁	教授	新世代アジア研究部門	総長特任補佐 ヒューマニティーズセンター 総合文化研究科附属国際環境学教育機構
額定其労	准教授	新世代アジア研究部門	

部局名	生産技術研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
芳村　圭	教授	人間・社会系部門	ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構 デジタル空間社会連携研究機構 大気海洋研究所 新領域創成科学研究科 地球観測データ統融合連携研究機構
山崎　大	准教授	人間・社会系部門	ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構 空間情報科学研究センター
新田　友子	特任講師	人間・社会系部門	

部局名	先端科学技術研究センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
中村　尚	教授	気候変動科学分野	デジタル空間社会連携研究機構 総合文化研究科附属国際環境学教育機構
杉山 正和	教授	エネルギーシステム分野	エネルギー総合学連携研究機構 マイクロ･ナノ多機能デバイス連携研究機構 学際融合マイクロシステム国際連携研究機構 統合ゲノム医科学情報連携研究機構 連携研究機構マテリアルイノベーション研究センター
河野 龍興	教授	水素エネルギー分野	
森 章	教授	生物多様性・生態系サービス分野	
平尾 雅彦	教授	ライフサイクル工学分野	エネルギー総合学連携研究機構
小坂　優	准教授	グローバル気候力学分野	総合文化研究科附属国際環境学教育機構

飯田　誠	特 任 准教授	附属 産学連携新エネルギー研究施設	

部局名	未来ビジョン研究センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
石井　菜穂子	教授		エネルギー総合学連携研究機構
江守　正多	教授		国立環境研究所 総合文化研究科
高村　ゆかり	教授		エネルギー総合学連携研究機構
福士　謙介	教授		モビリティ・イノベーション連携研究機構 次世代サイバーインフラ連携研究機構 ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構
江間　有沙	准教授		次世代知能科学研究センター連携研究機構
菊池　康紀	准教授		エネルギー総合学連携研究機構 モビリティ・イノベーション連携研究機構 不動産イノベーション研究センター
杉山　昌広	准教授		エネルギー総合学連携研究機構 総合文化研究科附属国際環境学教育機構
ナジア・フサイン	講師		

【記載上の注意】
１．以下の条件を満たしているか、確認してください。
①すべての連携部局から教員が参画していること
②連携部局以外に所属する教員が記載されていないこと
※連携部局以外に所属する教員が個人的に連携研究機構の研究活動に協力・協働することを妨げるものではありません。
２．設置申請書の鑑文に部局長名が記載されていることを以って、本一覧に記載されている教員が連携研究機構に参画することが各部局において了解されているものとみなします。

気候と社会連携研究機構

UTokyo Center for Climate Solutions (UTCCS)

グローバルな気候問題解決に向けて、分野横断型の気候変動研究および気候と社会共進化の研究を展開

背景

- 気候変動の問題は自然科学を超えて工学、人文・社会科学にまたがる**地球規模の複合的課題**となって久しい
- **学内には関連分野で世界レベルの研究者が多い**が、**部局・研究者間の連携が不十分**

設立の目的

- 科学的エビデンスに基づき、**気候変動問題を克服する社会の在り方を模索**する研究活動を展開
- **分野を超えて本学の学知を結集する拠点の形成**
- 個々の持つ国際ネットワークを駆使し、**次世代の研究者が世界で活躍できるような国際拠点を構築**
- **GX推進に協力し、広い視野をもつ若手人材を教育**

期待される成果

- 地球システム変動の科学的エビデンス提供
- カーボンバジェット推定
- 地球システム環境科学の創成
- 農業、水産、生態系サービスなど
- 適応限界、気候正義など公共政策論

機構の体制

- 機構長　　沖大幹教授（工学系研究科）
- 主管部局　大気海洋研究所
- 参画部局　工学系研究科、理学系研究科、総合文化研究科、新領域創成科学研究科、公共政策大学院、東洋文化研究所、生産技術研究所、先端科学技術研究センター、未来ビジョン研究センター
- 外部協力機関　海洋研究開発機構、JAXA、国立環境研究所、京都大学ほか

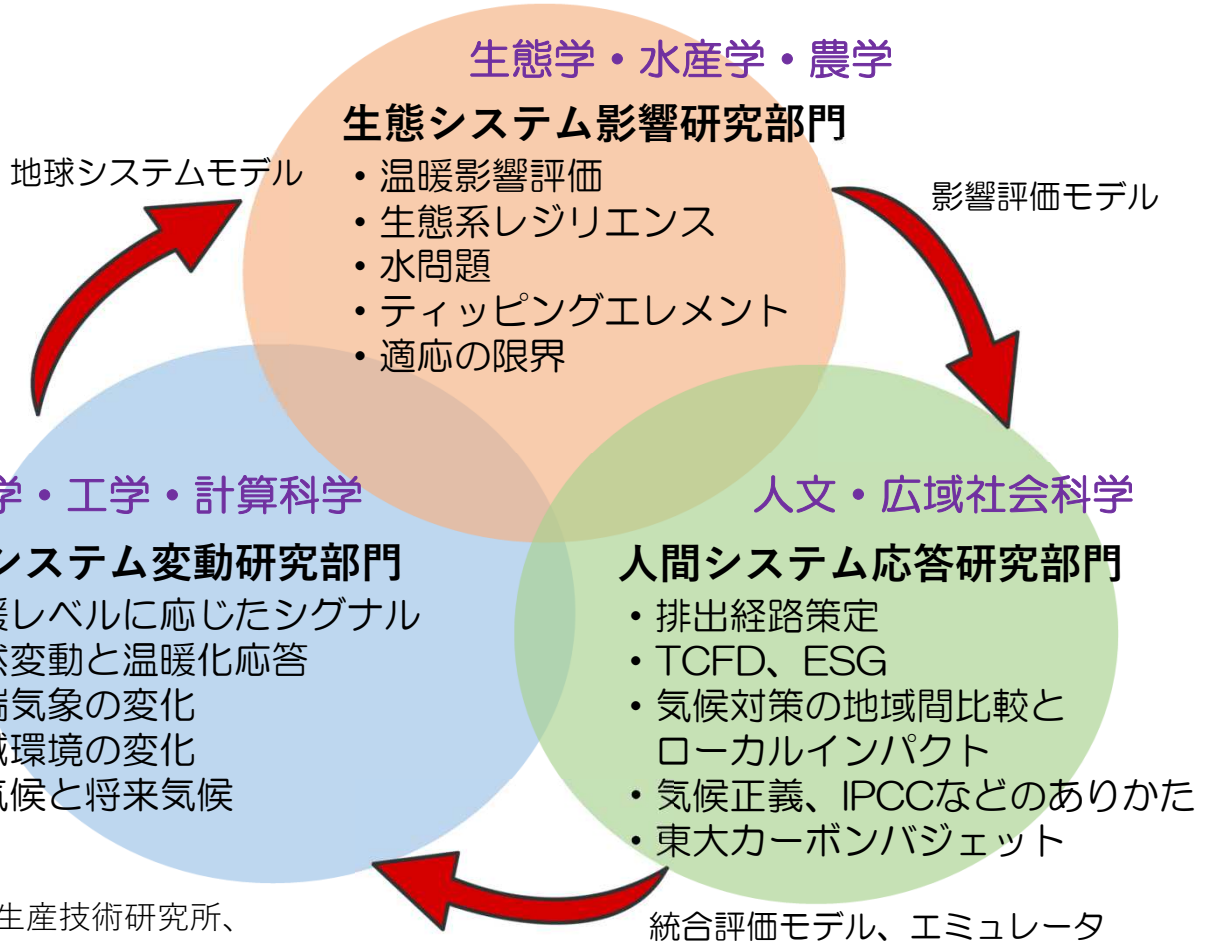

気候と社会連携研究機構参画部局と構成員

10部局54名

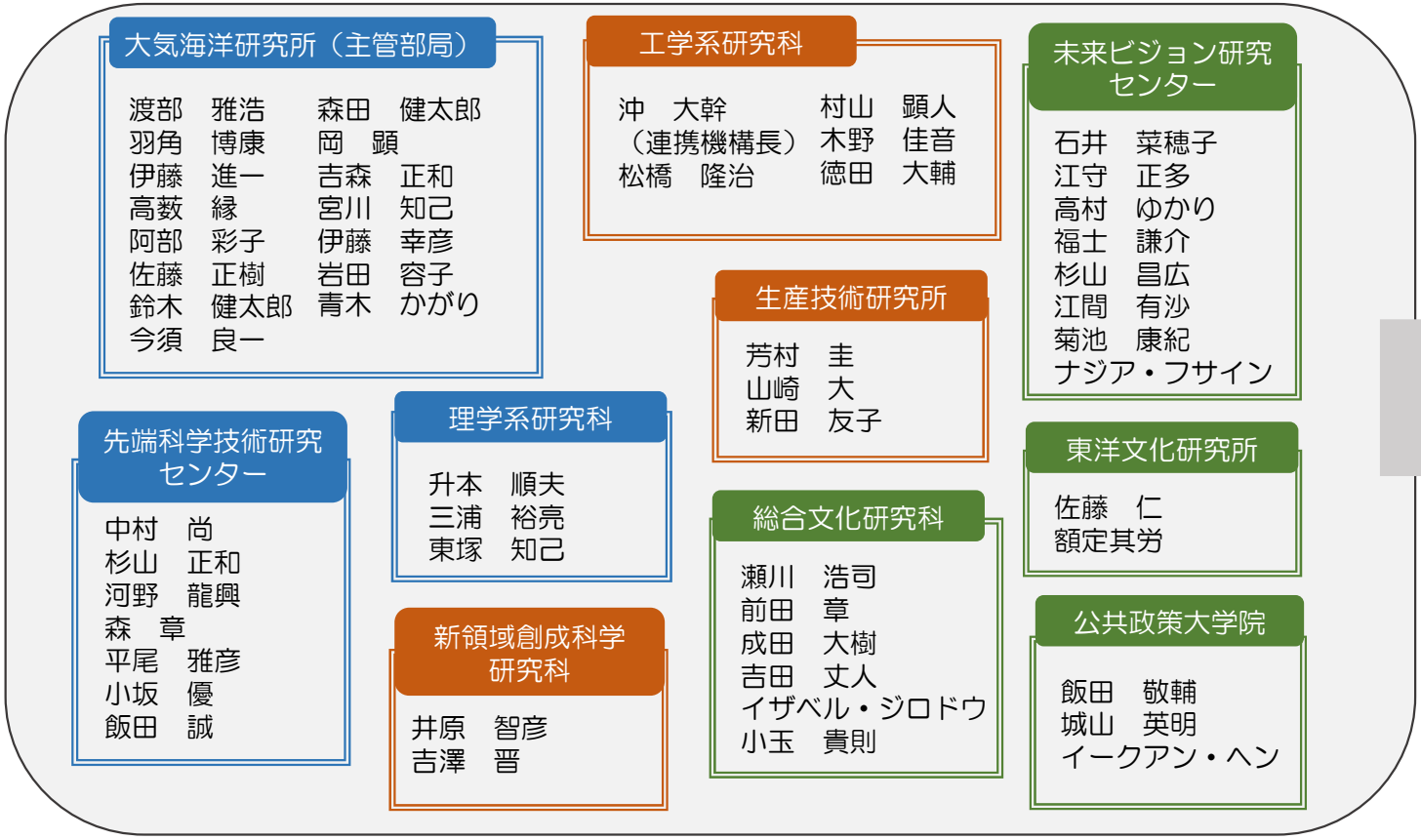

地球システム変動研究部門
温暖レベルに応じたシグナル、自然変動と温暖化応答、極端気象の変化、陸域環境の変化、古気候と将来気候

生態システム影響研究部門
温暖影響評価、生態系レジリエンス、水問題ティッピングエレメント、適応の限界

人間システム応答研究部門
排出経路策定、TCFD、ESG、気候変動対策、科学技術社会論、気候正義、IPCCのありかた

- 部局ごとではなく、研究者単位で部門およびグループを構成
- 部門同士で緊密に連携し、勉強会・セミナー・ワークショップなどを開催
- 年1回の全体会合で進捗確認
- 関連講義・演習をリストアップし、教育部局間で共有することで、学部・大学院生に対する教育体制を整備

気候と社会連携研究機構実施体制

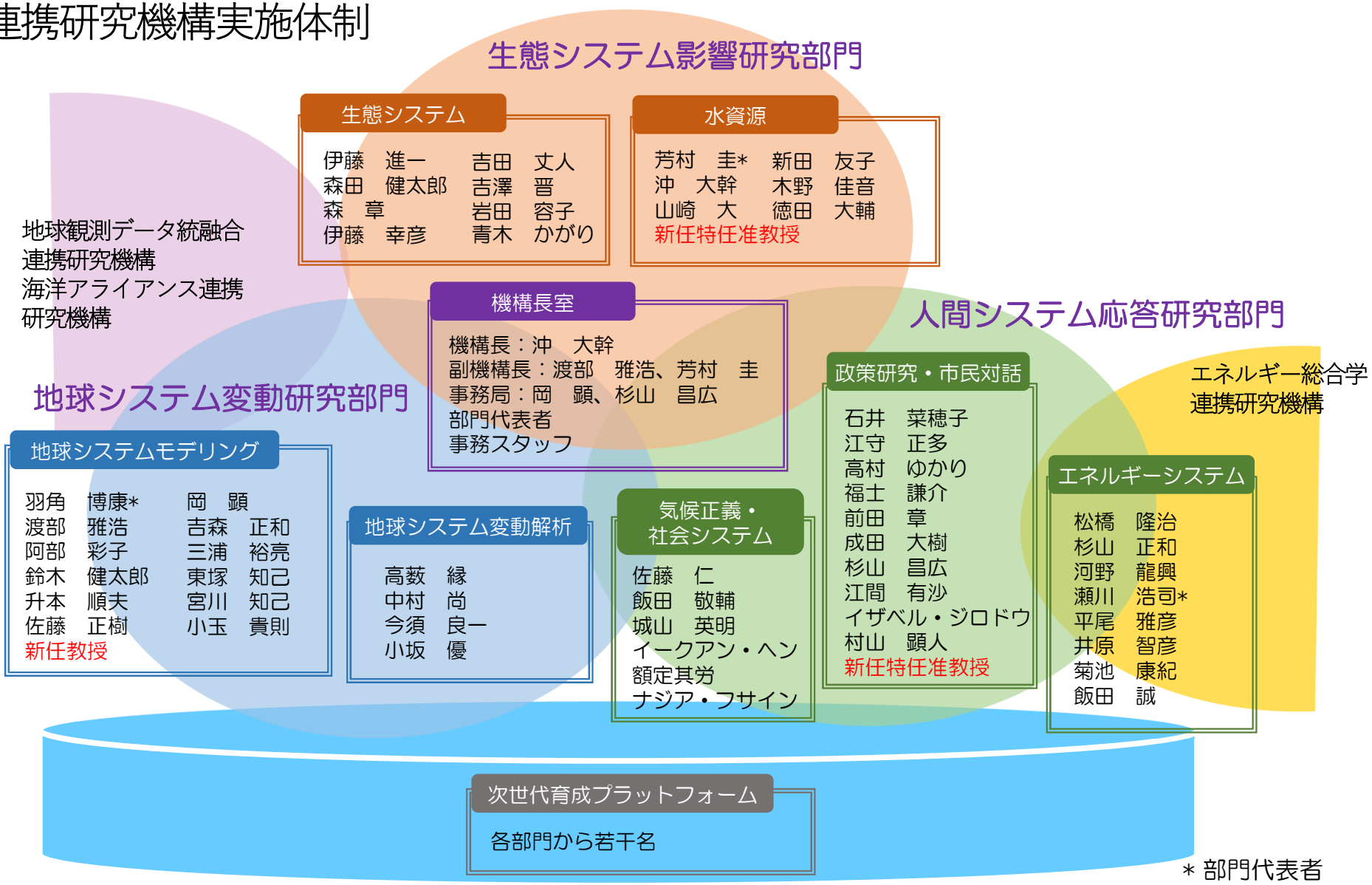

＊部門代表者

研 B4 号

子どもたちが自分らしさを発見・探究する仕組みづくりに向けた連携に関する協定書（案）

国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科（以下「甲」という。）、一般財団法人ロートこどもみらい財団（以下「乙」という。）及び株式会社 SPACE（以下「丙」という。）は、子どもたちの精神的及び社会的なウェルビーイングの充足を通じて、子どもたちが各々の自分らしさを発見し、探究する仕組みづくりに向けた取組に関して、甲が設置するギフテッド創成寄付講座（以下「寄付講座」という）、乙及び丙（以下総称して「協定当事者」という。）が相互に連携して実施していくことに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、協定当事者が互いに理解・尊重し、連携及び協力をして、現在の教育制度には適合しづらい子どもたちの精神的及び社会的なウェルビーイングの充足を目指す。この活動を通じて、寄付講座は、寄付講座の実施する個々の固有の特性などを考慮した個別支援方法の研究・開発につなげる。さらに、乙及び丙は、より多くの子どもたちが各々の自分らしさを発見・探究できる仕組みを構築する。

（連携・協力事項）

第２条　協定当事者は前条の目的を達成するため、次の各事項について連携・協力するものとする。なお、寄付講座及び丙は乙が定める協力団体とする。

（１）固有の特性をもつことで、現在の教育制度には適合しづらい子どもたちの精神的及び社会的なウェルビーイングの充足を通じて、寄付講座の実施する個々の固有の特性などを考慮した個別支援方法の研究・開発につなぎ、さらに、乙及び丙は、子どもたちが各々の自分らしさを発見・探究できる仕組みを構築する。

（２）寄付講座に問い合わせを行った子どもたちとその保護者に乙及び丙の活動を寄付講座が紹介する。また、乙に登録した子どもたちのデータの特性分析及び必要な支援等に関して、寄付講座が科学的助言を行う。

（３）乙に登録した子どもたちに対する個別支援方法の検討並びに子どもたちや保護者が集まる場の構築支援を寄付講座及び丙が行う。

（秘密情報）

第３条　本協定に規定する秘密情報とは、本協定の協定当事者より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に協定当事者より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で協定当事者に対して通知されたものをいう。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

一　提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

三　提供又は開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報

五　秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

七　法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

（秘密保持）

第４条　協定当事者は、開示者から開示された秘密情報を自己の秘密情報について払う注意と同等の注意をもって管理し、開示者の事前の文書による同意なしに、第三者に開示、漏洩、公表しないものとする。

２　協定当事者は、開示者から開示された秘密情報を第 1 条記載の目的のみに使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならないものとする。

３　協定当事者は、本協定の実施により知り得た個人情報を慎重に取り扱い、プライバシー保護に努め、個人情報を秘密として保持し、第三者には漏洩しないよう必要な措置を講ずるものとする。

４　協定当事者は、前項により知り得た個人情報については、関係法令を遵守し、特に適切に取り扱わなければならない。

（実施権の不許諾）

第５条　協定当事者は、本協定のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

（非保証）

第６条　協定当事者は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（成果物の権利帰属）

第７条　本協定に基づく連携・協力により生じた論文等の成果物の権利帰属については、協定当事者間で都度その内容を決定し、契約書等を締結するものとする。

（本協定からの脱退）

第８条　協定当事者のいずれかが、本協定からの脱退を希望する場合は、他の協定当事者全員との協議を行ったうえで、これらの当事者に対して書面により脱退の意思を通知しなければならない。

２　脱退の基準日は、前項の通知が、他の当事者全員に到達した日の翌日とする。

３　脱退した協定当事者は、脱退後であったとしても、引き続き、第４条記載の義務を負担するものとする。

（第三者との関係）

第９条　第三者から本協定への連携の提案があった場合、協定当事者による協議を行い、全員の合意が得られた場合のみ連携を承認する。

２　協定当事者は、本協定の各条項を遵守することを条件として、他の協定当事者の同意を得ることなく、本協定と同趣旨の契約を第三者と締結することができる。

（細目及び責任分担等）

第１０条　協定当事者は、本協定の具体的な実施について、協議の上決定することとする。

２　本協定の実施に伴い、事故、紛争が発生したときは、協定当事者が協議の上処理するものとし、この場合において、協定当事者は、相互に誠意をもって解決のための適切な措置を講ずるものとする。

（本協定の発効及び有効期間）

第１１条　本協定は、本協定の締結した日をもって発効し、その有効期限を寄付講座の設置期間終期までとする。ただし、協定当事者のいずれが、寄付講座の設置期間終期よりも前に本協定を終了させたい旨の申し出があった場合は、協定当事者で協議して決定するものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に関し疑義が生じたときは、その都度協定当事者が協議のうえ解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書の物理的な書面１通と電子的な書面２通の合計３通を作成し甲、乙及び丙が記名捺印の上、甲が保管するとともに、記名押印済みの本書を PDF 化した電子契約書ファイルを乙及び丙が保有し、本書とともに電子契約書ファイルも原本とみなす。なお、記名押印は、電子署名も可能とする。

令和４年　月　日

甲　東京都目黒区駒場３丁目８番１号
国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科
研究科長　森山　工　　印

乙　東京都港区海岸１丁目２番２０号
汐留ビルディング 20 階
一般財団法人　ロートこどもみらい財団
代表理事　荒木　健史　　印

丙　東京都世田谷区北沢１丁目１９番１５号
K１ハウス３０２
株式会社 SPACE
代表取締役　福本　理恵　　印